

会 議 録

会議の名称		令和6年度第1回つくば市男女共同参画審議会		
開催日時		令和6年(2024年)7月8日 開会 15:30 閉会 17:45		
開催場所		つくば市役所コミュニティ棟1階会議室1		
事務局(担当課)		市長公室ダイバーシティ推進室		
出席者	委員	生田目 美紀委員(会長)、土井 隆義委員(副会長)、 石川 龍元委員、井上 佳久委員、浦里 晴美委員、小原 正彦委員、鈴木 朱里委員、鈴木 彩加委員、高野 文男委員、長卓良委員、土井 裕人委員、永瀬 大紀委員、仁平 宏委員、根本 智委員、福濱 明子委員、山田 美代子委員、山中 真弓委員		
	その他			
	事務局	市長公室：公室長 斎藤 健一 ダイバーシティ推進室：室長 梅田 祐里、係長 軽部 弘、 係長 豊田 絵美		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	1名
非公開の場合はその理由				
議題		報告 つくば市男女共同参画推進基本計画(2023~2027)の訂正について 審議 (1) つくば市男女共同参画推進基本計画(2023~2027)の令和5年度(2023年度)施策実施状況について (2) つくば市男女共同参画推進基本計画(2023~2027)の令和6年度(2024年度)施策実施計画について		

会議録署名人		確定年月日	年 月 日
会議次第	1	開会	
	2	市長公室長挨拶	
	3	委員紹介	
	4	報告 つくば市男女共同参画推進基本計画（2023～2027）の訂正について	
	5	審議	
		（1）つくば市男女共同参画推進基本計画（2023～2027）の令和5年度（2023年度）施策実施状況について	
		（2）つくば市男女共同参画推進基本計画（2023～2027）の令和6年度（2024年度）施策実施計画について	
	6	閉会	

1 開会

事務局：それでは定刻となりましたので、ただいまから令和6年度つくば市男女共同参画審議会を開会いたします。

本日は御多忙のところ御出席くださいます、誠にありがとうございます。

私は本日の司会進行を担当いたします市長公室ダイバーシティ推進室 室長の梅田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会ですが、全18名中、過半数以上の皆様に出席いただいておりますので、つくば市男女共同参画社会基本条例施行規則第7条第3項により、本日の会議が成立いたしますことをまず御報告いたします。

また本会議は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第3条により公開となります。

会議録を作成いたしますので、発言いただく際は必ずマイクをお使いいただくようお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、市長公室長の斎藤より御挨拶申し上げます。

斎藤公室長よろしくお願いいたします。

2 市長公室長挨拶

〔市長公室長挨拶〕

〔ダイバーシティ推進室長から組織改編について説明〕

3 委員紹介

〔新任委員紹介〕

〔職員紹介〕

つくば市男女共同参画審議会について、御説明いたします。

本審議会はつくば市男女共同参画社会基本条例に基づき設置された諮問機関で、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的及び総合的施策、並びに重要事項を調査審議し、市長に答申を行います。具体的には5年に1度策定しています。

「つくば市男女共同参画推進基本計画」について、委員の皆様それぞれの立場から意見をいただき、計画案を作成したり、今回のように策定した計画の施策の進行管理をする際には、施策の実施状況等について審議会としての意見をまとめていただいております。

本日は、現計画の令和5年度施策実施状況と令和6年度施策実施計画について、審議会としての意見をまとめていただきます。

本日の会議は17時までの予定ですので、全37施策ございますが事前に各委員の皆様から意見等を提出いただきました施策について、審議会としての意見をどのようにまとめるのかについて、審議いただくこととなります。

委員の皆様にはお忙しいところ事前の意見の御提出に協力いただきまして、誠にありがとうございます。

それではここからは、条例施行規則第7条第2項に従いまして、会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

会長よろしく願いいたします。

4 報告 つくば市男女共同参画推進基本計画（2023～2027）の訂正について

会長：次第の第4 報告 つくば市男女共同参画推進基本計画（2023～2027）の訂正について、事務局より御説明をお願いしたいと思います。

事務局：（配布資料に基づき説明）

会長：ありがとうございました。

こちらに関しまして質問等のある方がいらっしゃれば挙手をお願いいたします。ないようでしたら、審議に移ります。

5 審議

（1）つくば市男女共同参画推進基本計画（2023～2027）の令和5年度（2023年度）施策実施状況について

会長：審議（1）つくば市男女共同参画推進基本計画（2023～2027）の令和5年度（2023年度）施策実施状況について事務局から、御説明をお願いしたいと思います。

事務局：（配布資料に基づき説明）

会長：事前に各委員から御意見がありました施策番号4、5、6、それから25、26、29、そして32について、これから審議していきたいと思います。

今の御説明にありましたようにこの資料4の方に、具体的な御意見が書かれておりますので、御確認ください。

それでは施策番号4、5、6の学校での男女共同参画の視点に立った教育について審議したいと思います。補足があれば簡潔をお願いいたします

委員：まさに書かれているとおりで、人権の尊重や男女平等に関することが書かれていますが、例えば男性とも女性とも自認していない子どもたちから相談を受ける経験がある中で、やはりここをA評価にするというのはどうなのかな、というところをもってこちらに意見を上げさせていただきました。よろしくお願いします。

会長：ありがとうございます。ただ今の御意見は性的少数者の差別等の解消に関する内容についてと思いますが、それで大丈夫でしょうか。

委員：はい。

会長：先ほど事務局から説明がありましたが、この男女共同参画推進基本計画の枠組みとしまして、施策4、5、6は、男女共同参画の視点に立ったという形になっておりますので、ただ今、御指摘のありました内容は、基本目標3の方に合致するのかなと思っております。基本目標3の「一人一人の人権の尊重」というところにあります「(3)性的少数者に関する差別の解消」に位置付けた方が整理できるかなと思っておりますが、よろしいでしょうか。

委員：私が気になっていたのは、施策4「人権意識の育成を図ることができた」、施策5「それぞれの個性や能力が発揮でき」という内容でA評価になっていて、でも、実際には性的マイノリティで悩んでいる子どもたちから私も相談を受ける経験が多くある現状なのに、ここをA評価で片付けてしまうことに疑問を感じていました。

会長：これはとても大事な問題ですので、今の枠組みでしたら3の「一人一人の人権の尊重」のところでまとめた方がいいと思います。例えば「人権意識の育成」ではなく、「男女共同参画の意識を育成することができた」という表現が明確になるかもしれません。

委員：ただ今の意見についてあえて当事者側から申し上げますと、こういうところで排除されるのだな、というのがあるわけです。つまり性的少数者の問題は男女共同参画の枠内には入らないと言われているように感じてしまうところはございます。令和5年度の評価のところに、例えば「実現した」であるとか、「実現する方向に向けて進んだ」であるとか、もう少し表現を弱めていただける方が、私としては良いのではないかと考えます。

会長：それではこの内容は、男女共同参画であるということが明確になるとともに、少し表現をやり遂げた、もう完成したみたいな書き方ではない方がよいのではないかと、というような意見にして、さらに施策29「性的少数者に関する情報の発信と啓発」のところで意見として整理し、今後、市に期待する内容とか、こんな風に取り組んでもらいたいという形で、そちらの方でさらに積極的に表現を詰めていくということでもいいでしょうか。

委員：このような指摘というか議論があったということが何らかの形で反映されればそれ

で構いません。

委員：先ほどのお話の中で基本目標3の中の性的少数者の部分をここに入れるという話が出ていますが、多分ただ今の御意見はマクロの話じゃなくてミクロの場所で、やはりそういった部分を生かした言葉を入れていかなくてはいけないし、活動していかなくてはいけないというようなところで御意見を言っていると思います。もし、基本目標3の施策29、30であっても、こういった中で今御意見いただいたような中身についても、御指摘があるからその辺も連携して記載する必要はあるのかなと思うのと、今回は男女共同参画ということで令和5年度の施策目標があって、施策が進んできたと思いますが、今ダイバーシティ推進室になった場合には、やはりこのテーマだとちょっとずれてしまうことがあるので、そこは十分に注意が必要だと思います。先ほどおっしゃっていたようなダイバーシティ&インクルージョンの時代に向かってもしつくば市が進むのであれば、令和6年度はすごく注意して進む必要があるのではないか、というような気がしたので、その辺もこの令和5年度にみんなが考えた計画の中では、意見がなければ十分な対応がとれないような施策をこの審議会でもまとめてしまったところは反省点です。

やはり、もし何かを始めるのであれば、マイノリティの立場には私はなれないので、マイノリティの方によく話を聞いた上で施策を組み入れないと、それぞれの立場のものを感じ取れるところまで教えていただかないと、その方の立場になって考えることはできないのかなと思うので、そのあたりをすごくいい意見をお2人から言っていたのが今回はよかったかなと思っています。

会長：ありがとうございます。いくつかお話いただいてそれぞれがごもっともだと思いますし、こうして皆さんから意見を出していただいたものは議事録になって、市長が必ず読んでくださいますので、そういう意味では、本当にここで話し合うことは意義があると思っています。

今、進行中のこの基本計画を立てるときには、男女共同参画室でしたし、男女共同参画審議会の会議の中で、みんなで本当に長くもんで、やっこの「一人一人の人権の尊重」

という項目を立てることができた、というところまでできました。そして、計画を立てることができた結果を答申するときに、皆さんにお配りした参考資料を持って市長にお話に行って、それでダイバーシティ推進室の名前が変わるところまでできたということは、本当に小さいですけども確実に1歩ずつ進んでいるとは思いますが。それで、ただ今委員がおっしゃったように、令和6年はさらに慎重に進めていって、次の計画を立てるときには、またさらにもう1つ、前に踏み出せるようにやっていくために、大事な議論だと思いますので、ぜひ皆さんもお考えになっていることを自由に発言していただいて、それを記録として残しつつ一步一步進んでいけたらよいと思います。

また、当事者の方の意見というのは本当に大事で、私もデザインするときに、いつでもインクルーシブデザインをする、というように心がけておりますけれども、やはり想像だけで独りよがりに進まないようにするためにはみんなで意見を出し合う、本当に一人一人が自分の意見を出せる雰囲気を作ってその中で進めていくことが大事だなと思っています。

施策4、5、6のところは先ほど言いましたように文言の修正を考えつつ、施策29のところで、今後期待する内容や取り組んでもらいたい内容として明文化するということへ進めていければいいかなと思います。

委員：先ほど本当に重要な意見が出されたと思うんですけど、この施策4と5と6に限らずなんですけれど、「人権意識の育成を図ることができた」と判断した何か指標みたいなものがあるのかどうか。90%を超えていれば「おおむね目標値どおり」と書いてあるのですが、例えば学校の中での感想の中で9割の子どもたちが「そういう人権意識について考えるようになっている」というような感想を書いているだとか、あとは「それぞれの個性や能力が発揮でき」というのは、これもすごく難しいなと思います。「発揮できる場も作っているけれども、何かまだまだね」とか、「まだ発揮できていない子どもたちもたくさんいる」ということがあるのであれば、その辺の指標が曖昧なことがこういう評価につながっているのかなと思うんですけど。もしこの辺の評価の基準みたいなものがあるのであれば、教育局なのでわからないかもしれませんが教え

ていただければお願いします。

会長：わかる範囲で何かあればよろしくお願いします。

事務局：御質問ありがとうございます。先ほど指摘がございました施策4、5、6については、活動目標量というものが定められていない施策になります。活動目標量を定めてあるものについては、その数値に対して何%達成できたかによって自動的に施策実施度を振り分けるような仕組みにこの計画はなっています。4、5、6に関しては、計画策定の段階で活動目標量としてふさわしい指標を決定していないものとなります。そのため毎年の実施計画に対して、どういう進捗だったかということをもって評価せざるを得ないという状況でございます。

あまり具体的な回答になっておらず申し訳ないのですが、数値目標がないのでこのような形になっております。

委員：そうなるとなかなかこのA評価というのは、人によってその感じ方がすごく変わってきてしまうのかなというふうに感じました。教育現場でのこのような取組はすごく重要で、これがこの目標1に入っていることが適切なのかどうか、という議論はまた別にはなると思うんですけれども、やはり子どもたちが、小さい頃からそういった意識をきちんと持って、それぞれの個性を認め合えるような社会をつくっていかなくてはいいんだ、ということが、教育現場の中でなかなか指標化できない、こういう評価が難しいのかなとは思いますが、何かしらそういうところで教育局とうまく調整し、文言とかも調整いただけると、すごく次に生かせるのかなと思いました。

会長：例えば審議会意見として、教育現場での指標づくりは難しいものの、何かしら指標ができるような方向を探って欲しい、という感じでいかがでしょう。つまり余りにも大胆な「できた」というような表現ではなく、教育現場での評価や評価指標を基準化するのは難しいから、それはわかっているけれど、もう少し判断するときの根拠になる指標を今後作って欲しいみたいな感じでしょうかね。

委員：「難しい」と言ってしまうと、「できないのではないか」ということになってしまうので、「容易ではないものの」、「容易ではないと思われるものの」という形にした

方がよいと思います。もう1つはいわゆる KPI の設定の話だと思うんですね。

私の大学の仕事でも非常にそのあたりは苦勞しておりまして、「直接測定できなくてももちろん構わないわけでありまして、間接的であってもその実態を適切に把握できる指標を見出して欲しい」という意見があった、という形にさせていただくのはいかがでしょうか。

会長：ありがとうございます。事務局でそのような内容を審議会の意見として入れていただく、ということでよろしいでしょうか。では事務局で先ほどいただいたような形でまとめていただければと思います。

次に移りたいと思います。

会長：次は、資料2施策実施状況と資料3施策実施計画の施策番号25「女性のための相談室の実施」、26「男性のための電話相談の実施」について審議したいと思います。委員から補足がございましたら、よろしくお願いします。

委員：私が気になったのは、女性相談の件数が523件と男性相談の19件のことで、性別によって500件以上相談件数の差があるのは何でだろう、というところです。

そして、男性のための相談は年6回で、その開催回数も女性と男性で大きな差が開かれている。提案としては、やはり男性相談が2か月に1回とすごく間隔が空いているので、緊急性の高い相談をしっかりと受けられるように、予約制度を設けるのも必要なのかと思っていました。

そして、つくば市のホームページを拝見すると、相談窓口一覧のところに、女性のための相談窓口は記載されているのに、男性の窓口は記載されていない現状があり、相談窓口の情報について問題ではないかと思っていました。

そして、性的マイノリティに関連することは、女性の窓口、男性の窓口と言ったときに、性自認がどちらでもない方には使いにくいので、例えばホームページや資料に「性的マイノリティの当事者の方も相談できます」や、「あなたの性自認を尊重します」という文言があるだけでも、当事者の方でも男性相談、女性相談でも、相談につながりやすいのかな、というところを提案として思った次第です。よろしくお願いします。

会長：この相談のホームページについて事務局から説明をお願いします。

事務局：女性相談と男性相談の日数件数の差についてですが、この場で男女二元論で話を

してしまうことは大変恐縮ではございますが、女性が男性より社会的経済的に不利な立場に置かれている状況が歴史的に現在に至るまで続いているということは事実であり、こうしたことから女性のための相談が男性のための相談よりも、過去から手厚くある状況は、DVの被害のことも踏まえると妥当なものではないか、と考えているところです。

男性相談は、平成21年度から開始しており、開始当初は年2回の実施だったところを、徐々にではありますが回数を増やしているところでして、現状、年6回実施しています。相談件数は、1回の相談当たり約3件と比較的安定的に推移しているような状況で、常に相談が途切れなくという状況ではなく、余裕はある状況です。

今後の男性のための相談体制につきましては、相談件数の実績などを踏まえて、今後のあり方を考えていきたいと思っています。

次に御指摘のありました市ホームページの相談窓口一覧の案内ページにつきましては、男性の相談窓口があることが、確かに御指摘のとおりわかりませんので、その点は速やかに修正したいと思います。

最後に性的マイノリティの当事者の方への相談窓口についてですが、市ホームページにおいて、「性的マイノリティの方への支援を実施しております」という単独のページを設けております。この中で、茨城県など他機関で設けている相談窓口についてまとめて紹介するページを設けております。

DVの被害を受けた方の中には、異性の相談員だと相談しづらいと感じる方がいらっしゃるもので、女性のための相談室や男性のための電話相談のようにそれぞれの性別に悩みに対して同性の相談員が対応する専用の相談窓口があることを示す一定の意義はあるものと考えております。

現状、相談事業で対応いただいている相談員の方は、出生時に割り当てられた性別と性自認が一致しているいわゆるシスジェンダーで、異性に対して性的な感情を抱く性的指向を持つヘテロセクシャルという多数派である女性や男性が抱える困りごとに対する高

い知識や経験を有していますが、性的マイノリティの方が抱える困りごとにこれらの相談員の方たちが何でもすぐに対応できますか、と問われると、現状そのような研修等が十分に行き渡っておりませんので、今の段階では県などが設けている相談窓口におつなぎすることが最も良いと考え、そのような対応をしているところでございます。

委員：今ほどの性的マイノリティの相談窓口は他を紹介することにつきましては、当事者側から見ても、相談員のスキルをものすごく高く要求するところが残念ながらございしますので、無理をせず、他の専門性の高いところにつなげていただくというのも1つのやり方であると考えております。

もう1つは、男性からの相談件数が極端に少ない、いわゆるジェンダー不平等の一側面というところがおそらく如実に現れているということだと思われますので、このところは何かもう少しこ入れをする方がいいのではないのかなという感想です。

会長：ありがとうございます。それでは審議会意見としては、例えば、男性のための相談窓口についても、わかりやすく入口を明確にして欲しいということを、審議会意見としてまず挙げても良いでしょうか。そちらを1つ挙げていただくこととしまして、もう1つの性的少数者のための窓口についても「一人一人の人権の尊重」のところでまとめていくことになると思います。

委員：女性のための相談室は、DVを受けた女性が女性にしか相談できないということであれば、「女性による相談室」とか、「男性による相談室」という名称にすれば、男性の職員や男性の相談員が対応するとわかります。私も「女性のため」とか「男性のため」という言葉にすごく違和感を感じていて、相談する側が相談員を選びたいのであれば、そういう名称に変えることはできないんですかね。そういう形の方が相談しやすいのかな。例えば「男性相談員の窓口」とか、そういうやり方もあるかなと思うんですけども。

会長：こんなことを言ったら少し変かもしれませんが、例えば男性の方が女性相談員による窓口、何かある一定の意図を持ってくるとかそういうことはないんでしょうかね。その表現は非常にニュートラルで良いと私も思うんですけども、いろいろとこの審議

会でお話を聞かせていただいていると、性善説に立って生きていけない状況もあるということがだんだんとわかってきてまして。つまり「女性のための相談室」というと、例えば女性しか来ない。けれど、「女性による相談室」というと、ジェンダーフリーの人は来れるかもしれないけれど、逆に悪意を持った男性も来るのではないかとということが考えられ心配になります。

副会長：私も会長と同じ懸念があります。「女性のための」というときには女性しかかかってこないですけど、「女性による相談」だとかけてくるのは、男性でも女性でもよいことになる。これはよくあるのですが、例えばいのちの電話なんかも本当に自殺をしたいと思ってかけてくる人もいますが、そうではなくてセクシュアルな意図をもって男性が女性の相談員にかけてくるパターンが結構あるので、そういうのをどうやって切るか、ということも大きいと思うんです。「女性のための女性相談員による」だったらよいと思うのですが、「女性による相談」だけだと男性もかけてもいいと捉えられてしまい、そういう目的以外の電話がかかってくる件数は、結構出てくるのかなということは、私も懸念します。

会長：相談員も守らなければならないと思います。先ほどまとめてくださった審議会意見として、相談窓口の件は、性的マイノリティ当事者の相談窓口については、他機関との相談事業のあり方や連携バランスを配慮しながら必要な相談体制を強化して欲しいとか、そういう形で、審議会意見としようと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

委員：多分、御指摘のことは、性的マイノリティ当事者の相談窓口とわかるところが現状Webサイトのところに入口がないと。それに対して女性のための電話相談を女性相談員が受けます、男性のための電話相談は男性相談員が受けます、という記載はあります。かといって性的少数者用の相談窓口を市で準備するのはなかなか大変だろうということなので、外部で構わないので信頼できるところの連絡先というか、相談先のところを、どこかわかるところにつけておいていただければ、という趣旨でございます。

会長：市のホームページから、相談先のものを直接書くことは可能なんでしょうか。

委員：一応、県のものとかは書いてはいるので全く公的な要素があるところであれば大丈夫

夫なのではないかと思ったんですが、そうでもないですか。

事務局：現状のホームページは、「性的マイノリティの方への支援を実施しています」というタイトルになっているので、「性的マイノリティの方の相談窓口一覧」というようなページを作成したらアクセスしやすいでしょうか。

委員：私のイメージでは「男性のため」のページと「女性のため」のページのところのその他の一番下にでも、当然同性愛の方が入る窓口から見た場合は、「男性のため」のページや「女性のため」のページの方から入ってくる可能性もあると思うので、そちらにもあっていいんじゃないか、と私としてはそのように考えております。

会長：ありがとうございます。それでは審議会の意見としましては、男性や性的マイノリティの方もアクセスしやすい入口を検討していただきたい、という形で意見を出させていただくことでよろしいでしょうか。実際にどこに入れてどのような形にするか、というのは、今後、市の方で検討いただいて、スムーズな流れを作っていただければと思います。では審議会意見としては、アクセスしやすい入口を作って欲しいというような内容でまとめて欲しいと思います

会長：それでは、資料2の施策29「性的少数者に関する情報の発信と啓発」について、審議したいと思います。委員から意見をいただいておりますので、補足の御説明をよろしくお願いいたします。

委員：ここは特に質問とかはなく、今回男女共同参画室からダイバーシティ推進室の名称に変更になったというところが、まずその多様な性、セクシュアリティが尊重されるつくば市の第一歩だと思いますし、やはり今、この男女共同参画という男女の性に関する指針だったり取組を進められてはいるんですけれども、今後、男女だけでなくあらゆる性を自認されているつくば市民が、1人も残らず、取り残されず、包括されていく市の運営方針、運営に期待をしていきたいというところと、地域の住民だったり地域の人々も、その市の方針に足並みをそろえながら、ダイバーシティだったり共生社会が溢れるようなつくば市を形成していきたいな、というところを1つの意見として書かせていただきました。

会長：ありがとうございます。今、委員がまとめてくださった内容というのを、審議会の意見として要約し、これまでの議論を踏まえて入れてもいいかなと思うんですけれども、皆さん御意見いかがでしょうか。

では、基本趣旨としては、男女の2つの性だけでなくあらゆる性自認をされているつくば市民を1人残らず、包括できる、今後の市の運営のあり方や、地域の活動に期待したい、そのような形でまとめさせていただくことで良いでしょうか。

ありがとうございます。

会長：続きまして、12 ページの施策番号 32「女性特有のがん検診事業の推進」について、御意見をいただいておりますので、補足の説明をよろしく願いいたします。

委員：私の大学のお友達で、その方以外が全員お医者さんという家族の方とお話していたときに、ちょうど 30 代半ばぐらいのお嬢様がいらして「子宮頸がんワクチンがいろいろあった世代なのですごく接種率が減っていて、今後、子宮頸がんの人が増えるのではないと言われていた実態だ」ということだったので、やはり今 30 代ぐらいやその下の世代も子宮頸がんワクチン接種による不調等が多かったため、接種できていない方も多いと思いますので、重要なんじゃないかなという気がします。いろんな中でやはりスポット接種率が下がったために、検診の重要性とかを若い世代でもよく周知していくような啓蒙的な活動を1つ入れていただけたらありがたいなと思った次第です。

会長：ありがとうございます。皆さん、この件に関していかがでしょうか。

委員：私が、学生と触れ合っているだけでも、非常にこれを深刻に感じていることでありまして、これは検診を進めることも極めて重要であり、キャッチアップできる方はキャッチアップの接種につなげていくというのもまず重要ですし、あとは何か見つかった場合のメンタルのケアのところも極めて重要だと思います。やればやるほど何らかの異常は多分見つかります。実際どうなるかはともかく、予後がどうなるかはともかくとして。もう1つこれは筑波大学的な事情ではあるのですが、住民票をこちらに移していない学生が相当たくさんいます。そういう学生に対してどうやってリーチするのかということで、あともう1つは、市内の医療機関の問題で、筑波大学近辺から婦人科で一定の設備

があるところまで行くのがかなり大変で、自転車で何十分もかかることがありますて、非常にアクセスが悪いです。アクセスが悪いと、よほど何か、生理が重いとか、PMS があるとか、そういうことがない限り、婦人科にはかからないのです。それでなかなか発見されない、という今かなり悪い状況だと、つくば市の特に大学生の年代については考えております。御指摘の件は、非常に深刻に受けとめて、こちらとしてもきちんと提言に強く盛り込むべきだと考えております。

会長：ありがとうございます。確認したいのですけれども、つくば市で婦人科検診の自動車が回ってきてくれるのがあると思うのですけれども、対象年齢はいくつからですか。

事務局：子宮頸がん検診に関しては、担当課に確認したところ、20 歳以上が対象です。20 歳以上の方々は、自己負担 1,500 円で受けられるような形になっております。また、21 歳の年に無料クーポンを発送しています。国は 2 年に 1 回の受診を勧めているというところですが、市で毎年受診の案内を送付している状況です。

会長：学生は住所を移していなくても、つくば市内の大学に在籍していれば、とかそういう仕組みはないのでしょうか。

事務局：やはり住民票ベースの扱いにはなっております。

会長：その負担の中に市民税が入っているからということでしょうか。

事務局：必ずしも住民票を移した学生の方が納税されてその恩恵として受けられるというものではないと思います。ただ、あくまでどこで住民サービスを受けられるのか、という基準になるものがある意味、住民票ですので、おそらく親御さんのところに住所を残していらっしゃるような方の場合には、その自治体の住民票が置いてある自治体の側の制度の方で、案内が来ているというところにはなっています。

会長：なかなかその行政の仕組みと、若い方はもし見つかったら進行が早いですからきっと心配されるかなと。

委員：今、検診を無料でやっているところで有料だったらおいくらになるのでしょうか。学生さんに有料だとしても受けるチャンスを与えて、周知する形にしていく必要性があるのではないかなと思います。

会長：先ほどの御説明だと 20 歳以上で 1,500 円、21 歳は無料ということでしたね。

委員：それは市民の場合で、市民ではない方が受ける場合だと、かなりの金額になってしまいうというか。

会長：そのような仕組みはありますでしょうか。

事務局：クーポン使わない場合の子宮頸がん検診の一般的な費用は把握しておりません。

委員：とりあえず検診を受けるような仕組みづくりと、その部分でもし有料になってしまったときに、どのぐらいの金額がかかって、みんなでどうやって負担して、学生さんたちのために負担できるのか、というようなことを考えていく取り組みをしていかないかな、という感じで、委員もおっしゃったようなところで、こんなことを言ってはなんですけれど、若い世代が少しでも元気で長生きされていく中で、つくばにいらっしゃる優秀な学生さんたちにそういったチャンスをきちんと与えていくということも重要なのではないかなと思います。市民が無料みたいな話ではない活動も必要ではないかなとは思っています。

会長：ありがとうございます。それでは今の御意見の内容としては、1つはワクチン接種の機会を逃した世代の人たちや、まだ受けてない方々に対する啓蒙・啓発活動を積極的に進めていただきたい、という内容だと思うのですが、もう1つとしては、住民票がつくば市にない市民も受けられる方策を考えて欲しいみたいな形の意見でまとめるのはいかがでしょうか。

副会長：確認ですが、今やっているのは昨年度の施策に対する評価ですよ。今、出た意見に私も異存はないのですが、「去年はそうやっていなかったから、去年のこのケアの施策はけしからん」という文脈でここに書くのか、「今後やってもらいたいのだったらこの後の審議の令和6年度施策実施計画について要望を出す」というところで書くべきか、どちらなのかをはっきりした方がいいと思います。

委員：おっしゃるとおりで、私は今回、そういった着眼点がないというのはよくなかったのかな、と。その時代時代で、何をしなくてはけないのか、というのは重要だと思いますので着眼点としては足りなかったのではないかなと思いますが、私が今言った話は、令

和6年度の話だと思いますので先生のおっしゃるとおりだと思います。

委員：令和5年度の評価のところではやはり当面50%の目標値に対して20%ぐらいということを見ると、これやはり評価としては留保といいますか、言わざるを得ないところはあるだろうと。それを踏まえて目標のところできちんと施策をやっていきましょう、というようなことが入ればということで、私としては施策実施状況のところと本年度計画のところの両面で盛り込んでいただきたいという気持ちでございます。

副会長：今おっしゃったことを踏まえて、令和5年度についてはB評価になっているわけですね。だから、B評価を私たちはどう評価するのか、となったと思います。B評価で良いならば意見は付けなくていいと思います。そうではなくて、「Bではないですよ、これはCではないですか」と思うのだったら意見を付けないといけないと思います。ここでやるべきことは、「これからやるべきこと」と「これまでやってきたこと」をどう評価するのかを一応分けないといけないので、委員がおっしゃったように足りないものがあれば、これは昨年度もやるべきだったでしょう、ということがあればそれは書くべきだと思います。今、委員がおっしゃった「数字に達していない」というのは、それを踏まえた評価になっているわけですから、そこはやはりいじりようがないと思います。

委員：それはそれでと承知しました。

会長：ありがとうございます。実施状況とこれから審議する実施計画に分けて、入れていかなくてもいけないと思います。フォローありがとうございます。それでは、実施状況についての審議会意見としては大体このような形でまとめてよろしいでしょうか。

委員：実施状況につきまして、今挙げていただいたものの他にもB評価となっているところがいくつかありますので、それについても審議された方が良いのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

会長：まず5ページの「男女共同参画を推進するためのセミナー開催」ということで、これがBになった理由というのは、おそらく活動目標量から自動的にBになったということでしょうか。

事務局：はい、おっしゃるとおり施策番号1に関しましては、活動目標量が達成できてな

いということをもってB評価となっております。

会長：B評価に対して1つずつ審議会意見を付けるという理解でしょうか。

委員：その方がよろしいのではないかと思います。特にB評価になっているものについては、男女の格差に関するものが主になっているように見受けられますので、ここに何も意見を付けないということは審議会としてあり得ないのではないかなと個人的には考えております。

会長：それでは施策1ですけれども、より一層市民が関心を持ちやすいテーマの検討や開催の手法や場所の工夫に取り組んでいただきたい、ということでしょうか。

委員：はい、いいと思います。

会長：8ページの「育児・介護を行う労働者が働きやすい環境づくり」ということで、このBは「公立保育所については保育所における医療的ケア児受入ガイドラインに基づき2件の相談を受け付け、1件について受け入れを行った。民間保育所については新規開園5か所により、受け入れ枠を拡大し待機児童対策を行った。」ということで、これがBになっているのはなぜでしょうか。

事務局：施策番号16と17に関しましては、活動目標量の設定がございますので、そちらが達成できていないことをもって、B評価となっております。例えば施策番号16の部分に関しては、活動目標量として保育所の待機児童数を掲げておりますので、そちらが待機児童数ゼロを目指しているところ、令和5年4月1日現在は1人だったということで、B評価となっております。同様に施策17については放課後児童クラブの受け入れ児童員数の数値が、目標に達していないということをもってB評価となっているところです。

会長：ありがとうございます。それでは施策16に関しましては、引き続き、待機児童ゼロを目指して、取り組みを行って欲しいということで、審議会の意見をまとめてよいでしょうか。Bに関しての児童クラブの方も、引き続き施策目標を達成するように、児童クラブの充実を図るように、今後、整えていただきたいということを書いていただけますか。

では続きまして20番ですけれども、審議会等委員の女性委員の登用ということで、こち

らがBになっております。これはなぜでしょうか。

事務局：審議会等委員の女性委員の割合に関しましても、数値目標の関係でそうっております。6 ページの上部に活動目標量が定めてある目標と、それに対して令和5年度の数値がどうだったのか、評価が◎、○、△のいずれなのかということが書いてございます。これに基づき施策番号 20 は、目標値 40%以上のところ、29.1%が令和5年4月1日の数値となりますので、△ということをもってB評価となっております。

会長：ありがとうございます。施策 20 に関しましても、施策目標を達成できるように引き続き推進していただきたいということを書いていただけますでしょうか。

施策 19 も B ということで、労働環境の現状に関するヒアリングを実施した 15 社が足りないということでしょうか。

事務局：産業振興課に詳細に確認できておらず申しわけないのですが、ヒアリングを実施していますがB評価としていますので、当初計画した施策を一部実施できなかったという認識のもとB評価を付けたということでございます。

会長：ありがとうございます。それではここですけれども、例えば、ヒアリング等をベースにし、労働環境改善のための相談環境等をさらに整えていただきたいということで、このような感じでよろしいでしょうか。

続きまして施策 21 の管理職等の登用ですけれども、これは指標がありまして、50%目標のところ、40.5%で自動的にBになっているわけですが、これはどんな感じでしょうか。

委員：施策 21 ですが、課長補佐級職員 23 名に研修を実施したと書かれていますが、この課長補佐級職員 23 名というのは男女ともにということでしょうか。それとも女性のみということでしょうか。

事務局：課長補佐級職員の研修に関しましては男女ともに、すべてのこの級の管理職員、が対象となっております。

委員：施策 21 に関しましては、令和3年度よりも数値が下がっているということがありますので、さらなる 50%に向けた取組の実施を求める、というような意見を付けていただ

ければ良いのかなと個人的には思っております。

委員：この施策 21 の書き方に私は非常に違和感があります。まず今の委員からございました課長補佐級職員 23 名は、「男女を問わず」ということを書けばいいと思います。しかし、女性職員だと管理職になるために研修を追加で受けさせる、させられる、であるとか、そのあとの配偶者同行休業、旧姓使用を承認した、という書き方をされると、正直これを見た方に非常にネガティブに見えるのではないかと、という感じがします。

特に女性だと何か無理やり上がらせて、承認させられて、何か困ったことになるとか、あるいは旧姓使用はあくまで申請して承認していただくものであると。御迷惑をおかけするものであるというように見えてしまってここは非常に文言としてまずいのかな、と思います。例えばこの女性職員 2 名の派遣のところには、これは何か女性職員のキャリアアップの支援を行い、という形に書き直していただくであるとか、あるいは 2 段落目のところは、これは直接 KPI にかかわらないところかもしれないですけども、配偶者同行休業 1 件、旧姓使用が 7 件あり、というような形で承認という少し上から目線の言葉がないほうがいいのではないかと思います。

それで最後に、「こういうのもって、管理職を目指したいと思える職場環境、男女を問わず管理職を目指したいと思える職場環境を整える取組を行ったが十分な結果が出ていない」というようなことを入れるようにすることかなと思いました。

事務局：1 点補足ですが、課長補佐級の職員研修の 23 名というのは新任の課長補佐級の職員です。

会長：ここに今書いていただいている文言は少しまだ修正できますね。だから少しわかりにくかったところを直していただければ。

副会長：修正をしてもよいのでしょうか。そうではなくて書かれたものに対して私たちはこういう文章であるべきだという意見を付ける、これが審議会意見ではないですか。本体を直してしまうことはできないと思います。

事務局：副会長のおっしゃるとおりで、審議会の意見としては、こういう形にした方が良いのではないかと、とか、こういう修正の方が望ましい、というような形で意見をいただ

ければと思います。それを受けて、この後に本部会議を開催し、その際に最終的に改めるかどうかについてももう一度検討できる場がございます。というところをもう一度考える場面というか、検討できる場面ございますので、まずは本日審議会として、直すべきだという意見であれば、そのようにまとめていただければと考えております。

会長：わかりました。それでは、施策 29、30 のB評価について説明をお願いします。

事務局：施策 29 に関しましては、こちらは活動目標量を定めています。セミナーは開催したところですが、目標の人数に届かなかったということでB評価となっているところです。

施策 30 のハンドブックに関しては、まだ作成に向けた道半ばのところでした、B評価とさせていただきますところでは。

会長：施策 29 は目標を達成できるようにセミナー等の実施を積極的に進めていただきたい。施策 30 はできるだけ早いハンドブックの完成を希望します、という感じでお願いしてよいでしょうか。

委員：施策 30 については、顧問にアドバイザーをしていただくように動いているという理解でよろしいですか。

事務局：顧問に就任いただいたのは、このような性的少数者に関するアドバイスをいただくという面と、ジェンダー平等の施策の部分のところのアドバイスもいただくという両面がございます。幅広くダイバーシティの推進に関するアドバイスをいただく予定で考えております。

委員：委員がおっしゃるように、達成できなかったBランクはすごく重要で、それに関する前向きな対策を含めたコメントがすごく重要視されるのが一般的なこのような会だと思います。つくば市はすごく真面目にやってらっしゃるのでBにしているのかなと思いますが、一方で、達成可能な目標をきちんとやっているのかな、というのが、施策が 37 あるうちBの率が余りにも高過ぎてしまうとなかなか厳しいと思うところでもあります。修正していただいたところの文章に対してだけではなくところにすべてコメントが付いてしまうことになると、審議会の委員のコメントだらけになってしまうのかなという状況

になりますが、それはそれで大丈夫かなというのが心配な点ではあります。

会長：高過ぎるかもしれない指標については、今はもう変更できませんので、次の計画のときに議論しなければならないと思います。いただいた意見は細かい表現を含めて意見だらけになってしまうかも、というのは、先ほど御説明があったようにここでは本当にさらで出された意見を次に上げていただいて、次に文言の修正が入るか入らないか、というもうワンステップがあるという理解でいます。だからここではとりあえず皆さんからいただいた意見を上げてもいいのかなと思っています。補足をお願いします。

副会長：この数値目標は高すぎたのではないですか、と私たちが思えば、そういう意見を付けられればいいと思います。文章もなるべく審議会意見は多い方がいいと思うので、たくさん付けて、御検討くださいというように私はした方がいいと思います。

会長：それでは 12 ページの施策 32 の B 評価ですけれどもこれはすでに先ほど皆さんで審議したと思いますので、これで一通り B が付いている部分に関しまして、審議会として意見を出せたと思います。

副会長：数値目標を超えた S 評価の施策についても意見を付けてはどうでしょうか。

会長：そうですね、S 評価についても意見をつけましょう。

副会長：今後ますますの活動を期待しますというような内容でよろしいかと思います。

委員：講演会をオンライン併用実施したことで、仕事を休んで参加が難しい夫とか単身赴任中の夫の参加も可能になったと書かれていて、これはとても良いことだなと思いましたので、開催方法については引き続き、柔軟にいろんな方が来られるような形で実施していただきたいという意見を付けたらよいのかなと思います。

委員：マタニティサロン育児編の開催回数が 26 回で実施計画の回数を超えていますが、なぜそれができたのか、特定の良いスタッフ、職員がいたからなのか、良い協力者がいたのか、その要因を調査して、結果を横展開すれば他にも S 評価が増えるのではないかと。審議会として気にしていることをお伝えしたと思います。

会長：以上の内容について意見をまとめていただけますでしょうか。

(2) つくば市男女共同参画推進基本計画(2023～2027)の令和6年度(2024年度)施策実施計画について

会長：つくば市男女共同参画推進基本計画の令和6年度施策実施計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局：(配布資料に基づき説明)

会長：学校教育の現場で、子どもたちも含めてより理解を深めるような取組を盛り込んでもらいたい、という話を施策29の令和6年度に持っていきましょうか、という形で進んでいました。令和6年度の施策29のところで、「学校現場でも」というような内容を盛り込んでよろしいでしょうか。

委員：ダイバーシティ推進室が市長直轄のもとにできて、令和5年度と令和6年度で全体的にどこを改善されて、計画を組まれていらっしゃるのかを具体的に教えていただけないでしょうか。

会長：現計画は2027年度までの計画期間です。この計画の中に、男女共同参画ではないものも必死で盛り込んだというのが、この計画を作るにあたっての大きな山だったと記憶していますが、ここに何とか盛り込んで、でもここにこのまま入れたから解決するわけではないですよ、ということを付記して、市長に直接お話しして、その結果がひとまず「ダイバーシティ推進室」になり、担当される職員の皆さんも少し増やしてもらい、やっと少し進んでき始めたという形だと思います。

委員：ダイバーシティ推進室ができたのであれば、どういう形で変わっていったのかとかを具体的に説明しないで、先ほどのダイバーシティ推進はこうやりますみたいな話ばかり聞いていると、実際何も変わっていないみたいです。この基本計画がもともと既にでき上がっているのはわかりますが、いくつかのポイントで入れていかないと、やはり対外的な推進室だけのアピールで中身はあんまり変わっていないみたいな形に言われてしまうのではないのでしょうか。

会長：おっしゃる意見はごもっともだと思います。想像ですけれども、これとは別の例えば基本計画を立てようということになるかもしれないですね。ダイバーシティ推進計画

を立てようとか。でも、その作業がいつ始まるとかそういうことはまた別ですけども、この男女共同参画推進基本計画の中に盛り込むのはある程度限界があって、今後こう変わって欲しいというのであれば、何か新たな計画を立てる形になるのかもしれないし、今現在ではできる範囲が限られていると思います。

委員：審議会の委員としては、みんなでそういう意見を記録に残すと言ってもらって、このままこれで進めていくのならばそれでいいのではないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

副会長：今、会長がおっしゃったとおりで、これ自体はもう計画はでき上がっている状態なので、勝手に変えられないと思います。この出来上がった計画の中に入れられるところは入れていけばいいと思いますが、この計画自体を変更するのであればまたしかるべき手続きを取らないといけないので、おそらくそれを私たちはできないと思います。それは、この計画以外に新しい計画をダイバーシティ推進室の方に作ってくださいというようにするのか、あるいは今回のようにこの計画の中でできる範囲のことを盛り込んでいく形かなと思います。なので、この計画自体を変えることは多分これはまた法的な手続き上も必要になりますから、それはできないと思います。

委員：お二人の意見はよくわかりました。あとはダイバーシティ推進室としてはどう考えてらっしゃるのかということのを伺えればいいと思うので、もし変更点がないということであればそれで進めていただくのはよいのですが、現状の理解という形で、4月からやってらっしゃると思うので、御意見をいただけたらと思います。

事務局：御意見ありがとうございます。まず、男女共同参画推進基本計画は、この前段として市の条例がございます。男女共同参画社会基本条例というものになりますが、こちらの条例の中で目指す男女共同参画社会の実現のためにこの計画があるという状況ですので、計画の枠組みを変えるときには条例もセットになってくると考えます。計画をすぐに修正するというのは、会長、副会長にも説明いただいたとおり、すぐには難しい状況です。ただ、冒頭に御説明したとおりダイバーシティ推進室を作ったのだから、という御指摘はおっしゃるとおりで、当然のことながらダイバーシティの推進のためにやる

べきことというのは我々の業務になります。そこの業務として広がった部分を、計画には載らないけれども別枠で作るのか、またそれをどういう外部の皆様の御意見をいただきながら検討していくのか。まずはその枠組みを検討しなければいけないところですが、少なくとも事業としてはやれるものからやっていきたいというのが私たちの考えです。

会長：ありがとうございます。なかなかすぐに動けなくても止まらないことが大事だと思いますので、できることから着実に進めていければと思います。

少し戻りまして、令和6年度実施計画のところの審議会意見ですけれども、9ページの審議会意見のところに、施策29「性的少数者に関する情報の発信と啓発」については、学校現場での啓発もより強化して欲しいという内容で書かせていただく形で、いかがでしょうか。いろいろ皆さんから御意見をいただきましたが、ここが漏れているというものがありましたら教えていただければと思います。

委員：施策番号32も先ほど何か意見が出ていたと思います。

会長：子宮頸がんのところですね。先ほど出た意見として、まずは検診を受けましょう、という啓発等に力を入れて欲しいということと、つくば市に住民票がない方も含めて取り込んでいける方策を検討いただきたい、ということで大丈夫そうでしょうか。たくさんの方に受けていただけるような啓発活動をお願いするということになります。

事務局：会長がおっしゃった内容は、私が把握している内容とほぼ一致するものだと思うのですが、施策32は令和5年度実施状況に対する意見としては書かずに令和6年度実施計画に対する意見として一本にまとめられるという形にされるのか、それとも両方に載せる形にされるのか、両方の御意見があった印象ですので、確認ができれば幸いです。

副会長：先ほどの御意見は両方あったと思います。だから、令和5年度も本来こういうことはやって欲しかった、と書くものと、それを踏まえて今年度はこれをやってください、と書くものと両方があったように私は記憶をしています。

委員：私が混乱させて申し訳なかったのですが、副会長のお話のとおりだと考えます。もう一つ非常に細かいことですが10ページ及び12ページ基本目標4のところの上の方の活動目標量のところで、「つくばことの青い羽根」の誤字の訂正をお願いします。

会長：ありがとうございます。では、この施策 32 については、両方に書いていただくこと
ということで、進めていきたいと思います。

委員：施策 32 は皆様にお任せしてありがとうございました。施策 29 ですが、性的少
数者に対する状況を市役所の方は本当に理解できているのかという意味で内部のセミナ
ーとか、いろんな人からお話を伺うとか、そういった活動をした上で、上から目線でセ
ミナーを実施するまで至ってないかなと思うので、性的少数者の有識者の方からいろん
な話を聞くみたいな活動も必要ではないかという気はしますので、その辺もまずはよく
理解できる形にしていけたらいいかな、ということを入れていただけたらありがたいな
と思いました。

会長：ごもっともだと思います。先ほどの意見にも出ていたと思いますので、ではこの
ところの「一人一人の人権の尊重」の審議会意見としては、施策 29 には学校現場ととも
に職員に関する意識啓発もさらにというような書き方をさせていただいて、進めてい
こうと思いますので、皆さんよろしいでしょうか。

委員：資料 3 の令和 6 年度施策実施計画の施策 9 のところに、農業に関する記載がありま
すが、海外から来られている技能実習生の方の相談が結構あり、言葉も通じないし、働
く環境が自分に合うのか相談できる窓口がない、という話を聞いたことがあります。な
ので、例えばその技能実習生とかも相談できるような窓口を設けることもすごく大事か
なと思っています。技能実習生を受け入れている農家の方に、そういったアナウンスを
して、実習生にそういったものをお知らせするとか、あとはそういうネットワークが多
分実習生の中でもあるかもしれないのでそういうところでつなげてあげるとか、そうい
うことがすごく大事なというのを意見として出させていただきます。

それと、施策 12 の男性の育児休業のところですが、これは私も市の職員の方にお聞きし
ましたが、男性の育児休業、これは企業も入ると思いますが市役所の職員の方も、今 100
%ということでは聞いてはいますが、1 日取っただけでも入れられていますがそれは果た
して育児休業なのかと私は思っていて、やはり育児休業を取るなら最低でも 1 か月ぐら
い取って欲しいなと個人的には思っています。有給消化と混同するような日数で取るの

であれば、きちんとある程度の日数を取るということを育児休業の取得というように、そこら辺は基準みたいなものを作ってもいいのではないかと。職員の方に1日でも取ったのを全部統計に入れているのはおかしいですということを聞いたので、確かにそれはおかしいなと思ったので、そこら辺は市としても考えていただきたいというのが意見です。

それから、これはどこになるのかわかんないのですが9ページの施策31に入るのか、国際都市推進課と書いてあるのでわかりませんが、市民窓口課で住民票を取ったり、納税課とかもそうなのかもしれませんが、私が聞いてびっくりしたのは英語の書式がないらしいんですね。この国際色豊かなつくばで英語の書式がなくて、全部日本語の書いてあるものを通訳しながら使っているという話を聞いて。確かに住民票はなかったと思うんですが、そういう申請書がないんですよ。ちょっと有り得ないかなと思います。隣の牛久市なんかは普通にあるんですけど、これは最低限そういった受付の申請書とかすべてにおいて、おそらく保育所とかそういうところ、そういうのは全部英語であると思うんですが、その辺ももう一度見直していただいて作っていただきたいというのをもし意見で入れられたらいいかなという意見です。

委員：先ほどの9番の話ですけどその技能実習生の話はとても重要だと思いますが、他方でこれは女性の参画が少ない分野での支援という大枠の中での取組なので、実際に審議会として提言するとしたら、例えば技能実習生で来られている女性の方が妊娠・出産とかになったときの相談先の情報提供とか、そういうような形の提言というか、審議会からの意見にした方がいいのかなという気はいたしました。

それから、私がそれとは別に意見を付けた方がいいのかなと思ったのが施策25ですけども、最初の方で事務局からも話があったのですが、配偶者暴力相談支援センターの設置に向けて今動いてらっしゃるということをおっしゃっていましたが、これは本当に1日でも早く実現していただきたいなと個人的には思っております。それから、施策34ですけども、女性の視点を取り入れた防災計画防災体制づくり災害時の女性のニーズに対応可能な備蓄品でミルクや授乳服等と書いてありますが、この中には生理用品とか

も入っているという認識でよろしかったでしょうか。

事務局：おっしゃるとおりでございます。生理用品等も含んでおります。

委員：わかりました。文字にしづらいからこれは書いていないということですか。

事務局：そういうわけではなくて、詳しく書くときりがないのでこの程度の記載になっています。

委員：わかりました。そこを確認できれば私はよかったです。以上です。

副会長：先ほどの技能実習生の件は私も入れるべきだと思いますが、施策9は家族経営の話なので、やはりこれは先ほどおっしゃった施策31ではないですか。施策31の「つくば市外国人相談窓口の設置」のところに技能実習生のことも入れてください、というのが私はいいかないと思いました。

事務局：先ほどの御発言にありました男性職員の育児休業の取得の件ですが、申請自体は1日単位でできますので1日取得した人も取得したことになるのは事実です。しかし、この施策の目標は2週間以上ということで管理をしておりますので、例えば、資料35ページの基本目標2「あらゆる分野における男女共同参画の推進」の活動目標量に「男性職員の育児休業取得率（2週間以上）」ということで、パーセンテージの管理はしておりますので、令和5年度の100%は達成できたということにはなっております。

会長：今の御説明を受けて、意見として入れますか、審議会意見として主張したいところがございしますか。

委員：2週間が適切といえるのか、というところを考えると、私としてはせめて1か月ぐらい取ってもらえたらいいのかなと。なかなか業務の関係で取れないのかなとは思いますが、統計を取るのであれば2週間から1か月で何名とかそういう形で見える化すると、もっと長く取っている人がたくさんいるのか、ということが可視化できると思うので、この目標として、とりあえず2週間というのが妥当なのか、皆さんの意見もぜひ聞きたいということで。まとまるのであればこれはこれでもいいのかなと思いますが。

副会長：今年度の計画ですので、来年度に実施状況が出されるときに、2週間以上はこれでいいですが、その中でさらに1か月とか2か月とか、数値がわかるように実績を出し

てもらえませんか、ということ意見を付けてほしいかかなと思います。

会長：皆さんの異論がなければそのようにさせていただきたいと思います。先ほどの技能実習生の相談窓口のことは「一人一人の人権の尊重」の審議会意見のところの施策 31 に該当するという形でよろしいでしょうか。では、この相談窓口の設置のところに、技能実習生の方が男性、女性にかかわらず相談できるような体制を作っていただきたいという文言と、多言語申請書の推進をさらに進めていただきたいということを入れさせていただきたいと思います。

施策 34 の防災については確認ということでよろしいですね。

施策 25 は配偶者暴力相談支援センターの設置を 1 日でも早く実現するように取り組んでいただきたいという書き方で、お願いしたいと思います。

審議事項は以上になりますので、審議をここで終了させていただきたいと思います。

本日は貴重な御意見や円滑な審議に御協力いただきましてありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

事務局：会長、ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましても、長時間にわたって審議いただき誠にありがとうございました。本日の会議録、審議内容を反映した令和 5 年度の施策実施状況と、令和 6 年度施策実施計画は後日、事務局側でまとめて送付させていただきますので、御確認をお願いいたします。

なお、今年度の審議会は、突発的な事項がなければ、基本的には本日で最後となり、今回が任期中最後の審議会となる予定でございます。委員の皆様の御尽力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、令和 6 年度第 1 回つくば市男女共同参画審議会を閉会いたします。本日は大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

令和6年度 第1回つくば市男女共同参画審議会次第

日時 令和6年(2024年)7月8日(月)

午後3時30分～午後5時

場所 コミュニティ棟1階会議室1

1 開 会

2 市長公室長あいさつ

3 委員紹介

4 報 告 つくば市男女共同参画推進基本計画(2023～2027)の訂正について

5 審 議

(1) つくば市男女共同参画推進基本計画(2023～2027)の令和5年度(2023年度)
施策実施状況について

(2) つくば市男女共同参画推進基本計画(2023～2027)の令和6年度(2024年度)
施策実施計画について

6 閉 会

<配布資料>

資料1 つくば市男女共同参画推進基本計画(2023～2027)の訂正

資料2 つくば市男女共同参画推進基本計画(2023～2027)令和5年度(2023年度)
施策実施状況

資料3 つくば市男女共同参画推進基本計画(2023～2027)令和6年度(2024年度)
施策実施計画

資料4 男女共同参画審議会委員意見

資料 1

つくば市男女共同参画推進基本計画（2023～2027）の訂正

正誤表

つくば市男女共同参画推進基本計画（2023～2027）の記載内容に誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。

訂正箇所 19 頁

「3 令和3年度つくば市男女共同参画に関する市民意識調査結果（概要）」

誤	正
平成28 年度調査と比較すると、『学校教育の場』『政治の場』『法律や制度』『社会全体』では、“男性の方が優遇されている”の割合が <u>増加</u> しています。	平成28 年度調査と比較すると、『学校教育の場』『政治の場』『法律や制度』『社会全体』では、“男性の方が優遇されている”の割合が <u>減少</u> しています。

つくば市男女共同参画推進基本計画 (2023～2027)

令和5年度（2023年度）施策実施状況

目 次

各項目の見方	2
評価方法について	3
施策一覧表	4
基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた基盤の整備	5
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	6
基本目標Ⅲ 一人一人の人権の尊重	10
基本目標Ⅳ 安全・安心な暮らしの実現	12
参考値一覧	14

施策実施状況 各項目の見方

活動目標量

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた基盤の整備													
活動目標量【施策番号】		目標値	現状値	達成度									
		令和9 (2027) 年度	令和3 (2021) 年度	令和5 (2023) 年度	評価	令和6 (2024) 年度	評価	令和7 (2025) 年度	評価	令和8 (2026) 年度	評価	令和9 (2027) 年度	評価
男女共同参画セミナー参加人数【1】		300人	226人	226人	△								
施策 番号	施策	【施策内容】 【令和5年度実施計画】 【令和5年度実施状況(課題と今後の方向性)】									実施度	担当課	
1	男女共同参画を推進するためのセミナー開催	男女共同参画に関する意識の向上を図り、能力や行動力を高めるため、セミナーを開催します。 男女共同参画に関するセミナーを年に10回程度開催する。仕事と家庭の両立支援をはじめ、再就職支援やキャリアアップ講座など、学習機会の充実を図る。 セミナーを企画した10回のうち1回が中止となった影響もあり、目標値は達成できなかった。内容は、性の多様性、キャリアアップ、育児休業、健康、防災等の幅広いテーマを取り上げ、参加者にテーマに関する理解と行動変容を促すことができた。今後も市民が関心を持ちやすいテーマの検討や、開催の手法や場所の工夫に取り組む。									B	ダイバーシティ推進室	
2	男女共同参画情報発信	国内外における男女共同参画推進の取組みについて、先進事例等の情報を収集し、広報紙やホームページ、セミナー等で情報提供を行います。 男女共同参画に関する市の取組の紹介や意識啓発のため、男女共同参画NEWS年4回発行する。窓口センター、交流センターなどの公共施設に設置したりHPIに掲載し、広く周知する。 一般向けのDV防止・児童生徒向けの性暴力やデートDV防止等に関する男女共同参画NEWSの発行(年5回)や、中央図書館での特設掲示板・庁舎でのパネル展示を実施した。また、市内小・中・義務教育学校の児童生徒に男女共同参画推進標語「愛ことば」を募集し、571件の応募から優秀作品(5作品)の表彰を行った。									A	ダイバーシティ推進室	
3		つくばセンタービル内に設置される、市政情報コーナー(仮称)に、男女共同参画関連情報の掲示等を行います。 男女共同参画に関するポスターの展示及び啓発チラシの準備を行う。 つくば市民センターに男女共同参画やDVに関する資料、パンフレット、チラシ等を配架できるラックを設置した。今後はセンター内の掲示スペースにおけるポスター等の掲示依頼を検討する。									A		
4		学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女平等、相互理解・協力について指導を行います。 学校の教育活動全体を通して、男女平等の意識を醸成していく。一人一人の個性や能力を発揮できる学びの場の充実を図り、相互理解を深め、協力し合う態度も育成する。 学校の教育活動全体を通して、人権意識の育成を図ることができた。学校や学園での人権集会やフォーラムが開催され、人権の尊重、男女平等、相互理解・協力等について活発な意見交流が実現した。									A		
5	学校での男女共同参画の視点に立った教育	小・中・義務教育 学校において、児童生徒が将来社会の一員として役割を果たしていくため、それぞれの個性や能力が発揮でき、自立して生きていくためのキャリア教育を行います。 教育大綱に示されている自己・他者・社会を探究する学びを教育活動全体を通して行うことで、自己を理解し、他者を尊重し、他者と協力し合う態度を育成する。児童生徒が自分の個性や能力を発揮できるような場を設け、集団の中で自らの役割を果たそうとする意欲や態度を育成する。 職場訪問等のつくばスタイル科や道徳、特別活動を中心に、実社会とのつながりを持ち、それぞれの個性や能力が発揮でき、自立して生きていくための主体性や									A	学び推進課	

① 活動目標量のある施策実施度（青色の欄）

活動目標量（青色の欄）の達成度（青色の欄）で施策実施度（青色の欄）が自動的に決まります。3ページの評価方法を参照してください。

② 活動目標量のない施策実施度（黄色の欄）

令和5年度実施計画に対する、令和5年度実施状況で施策実施度を評価しました。3ページの評価方法を参照してください。

③ 上段から【施策内容】【令和5年度実施計画】【令和5年度実施状況】

令和5年度実施状況（黄色の欄）は、中段の令和5年度実施計画に対する令和5年度に実施した内容や具体的な数値等を記載しています。

つくば市男女共同参画推進基本計画（2023～2027）の取組分野における
各施策実施度、活動目標量の評価について

活動目標量の達成度評価方法

活動目標量のある施策実施度は達成度評価により決まります。

活動目標量の達成度		目標値に対する評価方法	施策実施度
◎	目標を上回った	$X > 100\%$	S
○	おおむね目標値どおり	$100\% \geq X \geq 90\%$	A
△	目標値を下回った	$90\% > X$	B
—	未実施	0	C

活動目標量のない施策実施度評価方法

施策実施度	施策実施度の評価内容
A	当初の計画どおり施策を実施した
B	当初計画した施策を一部実施できなかった
C	当初計画した施策を全部実施できなかった
—	計画年度途中で終了した施策

令和5年度（2023年度）つくば市男女共同参画推進基本計画（2023～2027）施策一覧表

施策実施度：（S評価が1施策、A評価が27施策、B評価が9施策、C評価は0施策） 活動目標量：（◎評価が1施策、○評価が3施策、△評価が7施策）

基本目標	施策番号	施策内容	施策実施度	活動目標量	担当課
I 男女共同参画社会に向けた基盤の整備					
	1	男女共同参画に関する意識の向上を図り、能力や行動力を高めるため、セミナーを開催します。	B	△	ダイバーシティ推進室
	2	国内外における男女共同参画推進の取組みについて、先進事例等の情報を収集し、広報紙やホームページ、セミナー等で情報提供を行います。	A	△	ダイバーシティ推進室
	3	つくばセンタービル内に設置される、市政情報コーナー（仮称）に、男女共同参画関連情報の掲示等を行います。	A	△	ダイバーシティ推進室
	4	学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女平等、相互理解・協力について指導を行います。	A	△	学び推進課
	5	小・中・義務教育 学校において、児童生徒が将来社会の一員として役割を果たしていくため、それぞれの個性や能力が発揮でき、自立して生きていくためのキャリア教育を行います。	A	△	学び推進課
	6	生命の尊さや正しい性の知識を身に付けることを目的に、発達段階に応じた性に関する学習を行います。	A	△	学び推進課
II あらゆる分野における男女共同参画の推進					
	7	就労を希望する人に対し、つくば市ふるさとハローワークに市職員を配置し、就労に関する情報提供及び職業相談や職業紹介の補助を行います。	A	△	産業振興課
	8	起業・創業を目指す人に対し、創業支援セミナー等や創業支援制度の情報提供を行います。また、各支援機関と連携し、相談業務を行います。	A	△	産業振興課
	9	家族経営協定の普及啓発を行い、家族経営農家において快適な労働環境づくりを促進します。	A	△	農業政策課
	10	大学・研究機関・企業等と連携し、女子生徒や保護者等に対し、科学技術を身近なものとする取組を進めるとともに、ロールモデル（具体的な行動や考え方の模範となる人物）の紹介等を通じ、理工系女性の人材育成を推進します。さらに、ワーク・ライフ・バランスの向上に取り組むつくば女性研究者支援協議会の支援を通じて、研究活動に集中しやすい環境整備を推進します。	A	△	科学技術戦略課
	11	市の調達が総合評価落札方式による場合、評価項目の技術者の配置に「女性技術者」を設定し、女性活躍促進の一環としての取組を進めます。	A	△	契約検査課
	12	国の支援・助成制度の情報提供を行い、中小企業における男性の育児休業取得を促進させるため、市独自の助成制度の創設について検討します。	A	△	産業振興課/ダイバーシティ推進室
	13	妊娠・出産・育児について、家族で正しい知識を持ち、積極的な育児参加ができるよう、講座を開催します。	S	◎	健康増進課
	14	男女がともに家族の一員として家庭生活に参画できるよう、社会教育講座において、子育てに関する講座を実施し、男性の積極的な参画を推進します。	A	△	生涯学習推進課
	15	子育て家庭が外出しやすい環境を整備するため、授乳やおむつ替えスペースを設置した施設をあかちゃんの駅として登録し、情報提供を行います。	A	△	こども政策課
	16	仕事と育児の両立を支援するため、保育ニーズに即した保育体制の強化等サービスの充実を図ります。 ※「つくば市子ども・子育て支援プラン」により推進	B	△	幼児保育課
	17	仕事と育児の両立を支援するため、児童の遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブの活動を推進します。 ※「つくば市子ども・子育て支援プラン」により推進	B	△	こども育成課
	18	仕事との両立や介護離職を防止するため、ニーズに応じた介護サービスの充実を推進します。 ※「つくば市高齢者福祉計画」により推進	A	△	高齢福祉課/介護保険課
	19	仕事と家庭生活を両立するため、長時間労働の是正や年次有給休暇取得の促進、さらにハラスメントの防止等の労働環境改善のための情報提供を行います。	B	△	産業振興課
	20	市政運営において、女性が自らの能力を十分に生かし、様々な分野で政策や方針決定に関わり、意見や考え方を反映させることができる環境づくりを進めます。	B	△	ダイバーシティ推進室
	21	女性が管理職を目指すような職場環境の整備に努め、能力と適性に応じ、管理職登用・昇任を進めます。	B	△	人事課
	22	男女がともに育児休業、介護休暇及び看護休暇制度を活用しやすい職場の雰囲気づくりに努めます。	A	○	ワークライフバランス推進課
	23	職場等における様々なハラスメントに関し、研修等を通して防止に努めます。また、相談員を配置し、相談体制の充実にも努めます。	A	△	ワークライフバランス推進課
III 一人一人の人権の尊重					
	24	DV防止法や相談窓口の周知など、DVに関する正しい理解の促進を図るため、セミナーやホームページ等で普及啓発を行います。	A	△	ダイバーシティ推進室
	25	夫婦・親子の問題、人間関係、DV（配偶者・パートナー等からの暴力）、生き方などについて、必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう、女性相談員が相談・支援を行います。	A	○	ダイバーシティ推進室
	26	夫婦関係や家族、人間関係、仕事、生き方などの問題や悩みを抱えている男性に対し、男性相談員が相談・支援を行います。	A	△	ダイバーシティ推進室
	27	相談業務に必要な知識や能力を身に付け、相談者のニーズに即した対応ができるよう研修を行い、女性のための相談員の資質向上を図ります。	A	△	ダイバーシティ推進室
	28	DV被害者への迅速かつ適切な対応・支援に向け、庁内及び関係機関との情報交換や課題共有等を行い、連携強化を図ります。	A	△	ダイバーシティ推進室
	29	性の多様性や性的少数者への理解促進のため、セミナー等を行い、意識啓発を図ります。また、県のパートナーシップ宣誓制度をはじめ、性的少数者に関する情報発信に努めます。	B	△	ダイバーシティ推進室
	30	性的少数者に関する正しい知識を持ち、行動することができるよう職員向けのハンドブックを作成します。	B	△	ダイバーシティ推進室/人事課
	31	国籍や民族等の文化的背景を踏まえた上で、外国人市民の相談に適切に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。	A	△	国際都市推進課
IV 安全・安心な暮らしの実現					
	32	がん予防の意識を高め、健康管理に役立たせるとともに、子宮がん・乳がん検診の受診を促すことでがんを早期発見し、適切な医療に結び付けます。	B	△	健康増進課
	33	女性の体に多くの変動を伴う妊娠・分娩・産じよくの経過を不安なく送れるように、妊産婦健康診査の受診率向上を図ります。	A	△	健康増進課
	34	災害時における女性のニーズに対応できるよう、女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくりに努めます。	A	△	危機管理課
	35	イベントや出前講座等の実施を通して、防災意識を高めると同時に、防災分野における女性の視点や参画の必要性等について考える機会となるよう啓発を行います。	A	△	危機管理課
	36	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図ることを目的として、児童扶養手当、ひとり親家庭等児童福祉基金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。諸手当の支給により、ひとり親家庭等の経済的、精神的負担の軽減に寄与します。	A	△	こども政策課
	37	経済的に困難を抱える子どもを対象に、安心できる居場所や学習環境で子どもを育むため、無料の学習支援や居場所の提供等を行います。	A	○	こども未来センター

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた基盤の整備

活動目標量【施策番号】		目標値	現状値	達成度									
		令和9 (2027) 年度	令和3 (2021) 年度	令和5 (2023) 年度	評価	令和6 (2024) 年度	評価	令和7 (2025) 年度	評価	令和8 (2026) 年度	評価	令和9 (2027) 年度	評価
男女共同参画セミナー参加人数【1】		300人	226人	226人	△								
施策 番号	施策	【施策内容】 【令和5年度実施計画】 【令和5年度実施状況（課題と今後の方向性）】									実施度	担当課	
1	男女共同参画を推進するためのセミナー開催	男女共同参画に関する意識の向上を図り、能力や行動力を高めるため、セミナーを開催します。 男女共同参画に関するセミナーを年に10回程度開催する。 仕事と家庭の両立支援をはじめ、再就職支援やキャリアアップ講座など、学習機会の充実を図る。 セミナーを企画した10回のうち1回が中止となった影響もあり、目標値は達成できなかった。内容は、性の多様性、キャリアアップ、育児休業、健康、防災等の幅広いテーマを取り上げ、参加者にテーマに関する理解と行動変容を促すことができた。今後も市民が関心を持ちやすいテーマの検討や、開催の手法や場所の工夫に取り組む。									B	ダイバーシティ推進室	
2	男女共同参画情報発信	国内外における男女共同参画推進の取組みについて、先進事例等の情報を収集し、広報紙やホームページ、セミナー等で情報提供を行います。 男女共同参画に関する市の取組の紹介や意識啓発のため、男女共同参画NEWS年4回発行する。窓口センター、交流センターなどの公共施設に設置したりHPに掲載し、広く周知する。 一般向けのDV防止・児童生徒向けの性暴力やデートDV防止等に関する男女共同参画NEWSの発行（年5回）や、中央図書館での特設掲示板・庁舎でのパネル展示を実施した。また、市内小・中・義務教育学校の児童生徒に男女共同参画推進標語「愛ことば」を募集し、571件の応募から優秀作品（5作品）の表彰を行った。									A		
3		つくばセンタービル内に設置される、市政情報コーナー（仮称）に、男女共同参画関連情報の掲示等を行います。 男女共同参画に関するポスターの展示及び啓発チラシの準備を行う。 つくば市民センターに男女共同参画やDVに関する資料、パンフレット、チラシ等を配架できるラックを設置した。今後はセンター内の掲示スペースにおけるポスター等の掲示依頼を検討する。									A		
4	学校での男女共同参画の視点に立った教育	学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女平等、相互理解・協力について指導を行います。 学校の教育活動全体を通して、男女平等の意識を醸成していく。一人一人の個性や能力を発揮できる学びの場の充実を図り、相互理解を深め、協力し合う態度も育成する。 学校の教育活動全体を通して、人権意識の育成を図ることができた。学校や学園での人権集会やフォーラムが開催され、人権の尊重、男女平等、相互理解・協力等について活発な意見交流が実現した。									A	学び推進課	
5		小・中・義務教育 学校において、児童生徒が将来社会の一員として役割を果たしていくため、それぞれの個性や能力が発揮でき、自立して生きていくためのキャリア教育を行います。 教育大綱に示されている自己・他者・社会を探究する学びを教育活動全体を通して行うことで、自己を理解し、他者を尊重し、他者と協力し合う態度を育成する。児童生徒が自分の個性や能力を発揮できるような場を設け、集団の中で自らの役割を果たそうとする意欲や態度を育成する。 職場訪問等のつくばスタイル科や道徳、特別活動を中心に、実社会とのつながりを持ち、それぞれの個性や能力が発揮でき、自立して生きていくための主体性や社会力を高めることができた。									A		
6		生命の尊さや正しい性の知識を身に付けることを目的に、発達段階に応じた性に関する学習を行います。 保健体育科や道徳、特別活動、つくばスタイル科等において、生命尊重、性について学び、発達段階に応じて正しい知識を習得し、理解を深める。 市内全中学校及び義務教育学校後期課程において、専門的な立場にある医師（産婦人科医等）、看護師、保健師、助産師等の外部講師を招いた講演会を実施し、生徒に「性」に関する正しい知識を習得させるとともに、「自分や他者を尊重し、相手を思いやる心」を育てることができた。小学校においては、発達段階に応じ保健体育課や道徳等において生命尊重、性について学ぶ機会を設けることができた。									A		
審議会意見													

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

活動目標量【施策番号】		目標値	現状値	達成度									
		令和9 (2027) 年度	令和3 (2021) 年度	令和5 (2023) 年度	評価	令和6 (2024) 年度	評価	令和7 (2025) 年度	評価	令和8 (2026) 年度	評価	令和9 (2027) 年度	評価
家族で参加できるマタニティサロンにおいて、妊婦に対する夫またはパートナーの参加者の割合【13】		90%	86.3%	90.7%	◎								
保育所待機児童数【16】		0人	3人	1人	△	0人							
		R9.4.1時点	R4.4.1現在	R5.4.1現在		R6.4.1現在							
放課後児童クラブ受け入れ児童員数【17】 ※令和6年度までの目標値		6,870人	5,276人	5,586人	△	5,938人							
		R7.3.31時点	R4.4.1現在	R5.4.1現在		R6.4.1現在							
審議会等委員(附属機関)の女性委員の割合【20】		40%以上	27.5%	29.1%	△	30.6%							
		R9.4.1時点	R4.4.1現在	R5.4.1現在		R6.4.1現在							
管理職を目指したいと思える職場環境が整っていると思う職員の割合【21】		50%	41.4%	40.5%	△								
男性職員の育児休業取得率(2週間以上)【22】※令和7年度までの目標値		100%	89.6%	100.0%	○								
施策番号	施策	【施策内容】 【令和5年度実施計画】 【令和5年度実施状況(課題と今後の方向性)】										実施度	担当課
7	女性の多様な働き方に関する支援	就労を希望する人に対し、つくば市ふるさとハローワークに市職員を配置し、就労に関する情報提供及び職業相談や職業紹介の補助を行います。											産業振興課
		多様な人材の就労機会を創出するため、引き続き、ふるさとハローワークに会計年度任用職員を配置し、職業相談や職業紹介の補助及び雇用制度や職業情報の周知等を行っていく。											
	8	つくば市ふるさとハローワークに会計年度任用職員3名を配置し、職業相談等の補助及び就労に関する各種情報提供等を行った。										A	産業振興課
		起業・創業を目指す人に対し、創業支援セミナー等や創業支援制度の情報提供を行います。また、各支援機関と連携し、相談業務を行います。											
	8	創業を検討している方に対する創業啓発セミナーや、創業希望者に対する、創業支援セミナー、創業支援制度の情報提供を行う。また、創業サポートにあたり、各支援機関と連携し、相談業務を行う。											産業振興課
		創業啓発セミナーの実施、窓口において創業支援セミナー、創業支援制度の情報提供等を行った。また、創業サポートにあたり、各支援機関と適切な連携を図った。										A	
9		家族経営協定の普及啓発を行い、家族経営農家において快適な労働環境づくりを促進します。											農業政策課
		家族経営協定の普及啓発を行い、家族経営農家において快適な労働環境づくりを促進していく。											
	10	家族経営協定について、窓口での紹介等の普及啓発を行い、家族経営農家において家族経営協定の締結を促進し、新規で3件協定を締結した。										A	科学技術戦略課
		大学・研究機関・企業等と連携し、女子生徒や保護者等に対し、科学技術を身近なものとする取組を進めるとともに、ロールモデル(具体的な行動や考え方の模範となる人物)の紹介等を通じ、理工系女性の人材育成を推進します。さらに、ワーク・ライフ・バランスの向上に取り組むつくば女性研究者支援協議会の支援を通じて、研究活動に集中しやすい環境整備を推進します。											
	10	地域内連携による「科学技術の街つくば」を感じる機会創出に向けた筑波大学との共同事業 (1) 研究者ロールモデル発信事業 地域の研究者の人となり、研究者を志したきっかけ、学生時代の話等を記事及びマンガで発信することで、次世代を担う学生に対して、研究者という職業選択を考えるきっかけとしてのロールモデルを発信する。5月～3月まで隔月で計6回、市のHP、SNS及びアプリで情報発信を行う予定。 (2) リケジョサイエンスフォーラム 女子中高生に多様な理系分野の魅力及び女性研究者の活躍を発信し、理系分野への興味を促すことを目的としてフォーラムを開催する。 (3) 研究者とコミュニケーションができるイベント 研究者とのふれあい、コミュニケーションを重視したイベントを開催する。「研究者ロールモデル発信事業」で紹介した研究者とのトークイベントなど、同事業とリンクしたイベントを企画する。											科学技術戦略課
		(1) 研究者ロールモデルをマンガで計5回記事掲載。またSNS広告(Instagram)を2月、3月に掲載し、効果比較を実施した。 (2) 8/4にリケジョサイエンスフォーラム開催 (3) 1/20にサイエンスフェスタ開催										A	

11	女性活躍促進に向けた公共調達の評価項目の設定	市の調達に総合評価落札方式による場合、評価項目の技術者の配置に「女性技術者」を設定し、女性活躍促進の一環としての取組みを進めます。 技術者の配置に係る評価項目に「女性技術者」を設定するため、「つくば市における総合評価方式(特別簡易型)の試行に関する運用ガイドライン」を改定します。 令和6年3月に「つくば市における総合評価方式(特別簡易型)の試行に関する運用ガイドライン」を改定し、女性技術者の配置に係る評価項目を設定した。	A	契約検査課
12	男性の育児休業取得を促進するための企業への支援	国の支援・助成制度の情報提供を行い、中小企業における男性の育児休業取得を促進させるため、市独自の助成制度の創設について検討します。 市内立地企業に対し、男性の育児休業取得に対する現状を把握し、育児休業取得を促進させるための施策を検討していく。 市独自の助成制度として「つくば市男性育児休業取得促進奨励金」を創設し、令和5年11月より申請受付を開始した。令和5年度は4件の申請があった。	A	産業振興課/ ダイバーシティ推進室
13	男性の家庭生活への参画促進	妊娠・出産・育児について、家族で正しい知識を持ち、積極的な育児参加ができるよう、講座を開催します。 マタニティサロン育児編を年24回(土日に19回)開催。内容は、妊婦疑似体験・沐浴体験・マタニティブルーズについて・赤ちゃんの泣きの特徴について学ぶ。 マタニティ講演会を年4回(オンライン併用)開催。内容は、歯科医師講話・小児科医師講話・先輩パパからの経験談。 ライフプランすこやか、つくば市子育てハンドブック、つくば市HP、つくっこすくすくアプリ等で周知する。 【実施状況(実績)】 ○マタニティサロン育児編 開催回数:年26回(定期開催24回、臨時開催2回)うち土日開催20回 参加人数:妊婦445人、夫またはパートナー442人 参加組数:447組(妊婦と夫またはパートナー440組、夫またはパートナーのみ2組、妊婦のみ5組) アンケート結果:満足92.2%、やや満足6.7% ○マタニティ講演会 開催回数:年4回(平日のみ) 参加人数:妊婦109人、夫またはパートナー64人 参加組数:111組(妊婦と夫またはパートナー62組、夫またはパートナーのみ2組、妊婦のみ47組) アンケート結果:満足70.6%、やや満足、27.4% 【成果・課題】 ・マタニティ講演会をオンライン併用実施としたことで、仕事を休んでの参加が難しい夫(パートナー)や単身赴任中の夫(パートナー)も参加が可能となった。 ・育児編では、6月実施の回より、事後アンケートで要望が多く聞かれた「抱っこの仕方」や「おむつ交換」の仕方を追加した。実践的な内容が役立ったという声が多く聞かれた。 ・令和6年度のマタニティ講演会は日曜開催を実施するため、より多くの夫またはパートナーに参加してもらえるよう周知していく。	S	こども未来センター
14		男女がともに家族の一員として家庭生活に参画できるよう、社会教育講座において、子育てに関する講座を実施し、男性の積極的な参画を推進します。 保護者を対象とした「社会力の育成」と、子供を取り巻く現代的課題について理解を深めるため、社会教育講演会を開催予定。講演内容、会場、開催方法については現在検討中。 子供たちの安らぎの場である家庭の温もりを感じ親子で過ごす時間を増やすことや、生活規範を親子で築くことを目的とした「家庭の日講座」を、毎月第3日曜の「家庭の日」に合わせ、11月18日に開催予定。講座内容については現在検討中。		生涯学習推進課
		乳児家庭教育学級・幼児家庭教育学級に男性の参加を促し、育児や家事に協力する楽しさを伝え、意識の向上を図った。 また、男性の家庭生活への参画に特化したテーマを扱い、ベスト・ファーザー賞を受賞した五十嵐つくば市長と「家庭をともに語ろう!」と題し社会教育講座を開催し、男女共同参画の推進に努めた。	A	
15		子育て家庭が外出しやすい環境を整備するため、授乳やおむつ替えスペースを設置した施設をあかちゃんの駅として登録し、情報提供を行います。 子育て親子の外出での利便性を図るため、あかちゃんの駅の登録施設を増やす取り組みを行う。また、利用したい時に直ぐに利用できるよう、情報収集しやすい方法を検討する。 移動型のあかちゃんの駅(おむつ替えテント一式)を貸し出し、市主催のほか共催、後援イベントでも活用してもらう。		こども政策課
		運営会社に働きかけ、市内のつくばエクスプレス各駅等7施設を新規登録した。また、あかちゃんの駅の施設情報については、市ホームページや子育てハンドブック等で周知するとともに、利用者が情報収集しやすい方法については引き続き検討していく。他部署のイベントで移動型のあかちゃんの駅(おむつ替えテント一式)の貸し出しを行った。	A	

16		仕事と育児の両立を支援するため、保育ニーズに即した保育体制の強化等サービスの充実を図ります。※「つくば市子ども・子育て支援プラン」により推進 公立保育所については、「保育所における医療的ケア児受入ガイドライン」に基づき、保護者からの相談を受け付け、医療的ケア児の円滑な受入れを行う。 民間保育所については、令和6年4月の新規開園(4か所)により市全体の受入れ枠を拡大することで、待機児童対策をするとともに、加配が必要な児童の受け入れがしやすい環境を構築する。	幼児保育課
17	育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり	仕事と育児の両立を支援するため、児童の遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブの活動を推進します。※「つくば市子ども・子育て支援プラン」により推進 令和5年(2023年)度も、引き続き公営児童クラブの整備及び民間児童クラブの誘致を図り、増加する児童クラブ需要に対応していく。 公営児童クラブの整備及び民間児童クラブの誘致を実施した。TX沿線開発地区の急激な人口増や、既存施設での床面積要件超過の状況での受け入れ対応などの課題に対応していく必要がある。	こども育成課
18		仕事との両立や介護離職を防止するため、ニーズに応じた介護サービスの充実を推進します。※「つくば市高齢者福祉計画」により推進 仕事との両立や介護離職を防止するため、ニーズに応じた、適切な介護サービスの整備を推進します。つくば市高齢者福祉推進会議を4回程度開催し、つくば市における高齢者施策と介護保険事業等について広く意見を聴取した上で、つくば市高齢者福祉計画(第9期)を策定します。 つくば市高齢者福祉計画(第8期)に基づき、介護サービスに関する情報の広報・周知の充実を推進するとともに、予定していた事業所の整備を完了した。また、高齢者福祉推進会議で広く意見を聴取した上で、つくば市高齢者福祉計画(第9期)を策定した。	高齢福祉課/ 介護保険課
19	労働環境改善のための情報提供・啓発	仕事と家庭生活を両立するため、長時間労働の是正や年次有給休暇取得の促進、さらにハラスメントの防止等の労働環境改善のための情報提供を行います。 新型コロナウイルス感染症が5類に移行されることから、引き続き、市内立地企業に対し、労働環境の変化や改善について現状把握に努めるとともに、経営支援ワンストップ窓口での社会保険労務士による相談を継続していく。 経営支援ワンストップ窓口を前年度に引き続き常設し、社会保険労務士による労働環境改善のための相談環境を整えた。また、市内立地企業へのフォローアップ訪問時に、労働環境の現状に関するヒヤリングを実施した(15社)。	産業振興課
20	審議会等委員の女性委員の登用	市政運営において、女性が自らの能力を十分に生かし、様々な分野で政策や方針決定に関わり、意見や考え方を反映させることができる環境づくりを進めます。 審議会等委員における女性委員の登用率について、男女共同参画推進本部会議において、登用率40%という目標値を明確に周知し、今後の方針について検討する。 委員改選の前に担当課と状況等協議する。また、毎年状況調査を行い、登用率だけでなく委嘱期間、選任状況等も含めた現状を把握し課題を整理する。 女性委員の登用率の低い担当部署とは具体的な措置を協議する。 令和5年6月に現状を詳細に把握するための追加調査とともに、女性委員の登用にに向けた取組強化について改めて全庁的な周知を行い、7月の男女共同参画推進本部会議においても審議を行った。また、各部署の担当者が利用できるように、女性委員比率向上のための対応例や各団体への女性委員の推薦依頼文例を作成・周知したほか、適宜各部署からの相談に対応した。	ダイバーシティ推進室
21	女性職員の管理職等登用の推進	女性が管理職を目指すような職場環境の整備に努め、能力と適性に応じ、管理職登用・昇任を進めます。 女性職員が持つ不安を払しょくし、昇格することに対する意欲を高めるため、研修へ継続して職員を派遣するとともに、課長補佐級の階層研修にて「女性活躍推進のための職場づくり研修」を実施し、女性が活躍しやすい職場環境の整備を図る。 また、「配偶者同行休業」や「旧姓使用」を継続して運用し、女性が活躍しやすい職場環境づくりを進めていく。 課長補佐級職員23名に「女性活躍推進のための職場づくり研修」を実施、茨城県自治研修所「女性職員キャリアデザイン講座」に女性職員2名を派遣し、自身の能力開発や、長期的視野でキャリアアップを目指すための意識啓発を行い、意欲の向上を図った。 また、配偶者同行休業を1件、旧姓使用を7件承認し、女性が活躍しやすい職場環境づくりに寄与した。	人事課

22	育児休業・介護休暇等が取得しやすい環境づくり	男女がともに育児休業、介護休暇及び看護休暇制度を活用しやすい職場の雰囲気づくりに努めます。	A	ワークライフ バランス推 進課	
		職員のワークライフバランス推進のためのハンドブックの周知を行い、必要に応じて個別説明を行う。			
		職員向けの「ワークライフバランスハンドブック」を発行し、出産・育児、介護に関する制度について、必要に応じて個別説明を行った。 また、育児休業から復職予定の職員に対して、復職後の働き方や職場での配慮希望等の確認のため、「職場復帰面談シート」を活用して復職面談を行うよう所属長に通知を行った。			
23	職場におけるハラスメント防止対策の推進	職場等における様々なハラスメントに関し、研修等を通して防止に努めます。また、相談員を配置し、相談体制の充実に努めます。	A		
		ハラスメント相談に応じるため、総務部、教育局、消防本部に相談員を各2名設置する。また、外部相談窓口についても案内を行う。ハラスメント防止対策として、イントラ掲示板に関連記事等を定期的に掲載し、職員の意識啓発を行う。			
		教育局、市長部局、消防本部にハラスメント相談員を各2名ずつ配置したほか、職員用掲示板にパワーハラスメント及びセクシュアルハラスメント等に関する注意喚起及び相談窓口の周知を年4回行った。			
審議会意見					

基本目標Ⅲ 一人一人の人権の尊重

活動目標量 【施策番号】		目標値	現状値	達成度									
		令和9 (2027) 年度	令和3 (2021) 年度	令和5 (2023) 年度	評価	令和6 (2024) 年度	評価	令和7 (2025) 年度	評価	令和8 (2026) 年度	評価	令和9 (2027) 年度	評価
相談事業の周知活動 (チラシ配布、SNS配信等) 【25】 【26】		90か所 (年10 回周知)	82か所 (年6回 周知)	81か所 (年7回 周知)	○								
性的マイノリティに関するセミナーの参加人数 【29】		60人 ／回	40人 ／回	41人 ／回	△								
施策 番号	施策	【施策内容】 【令和5年度実施計画】 【令和5年度実施状況（課題と今後の方向性）】										実施度	担当課
24	DV防止のための 広報・啓発	DV防止法や相談窓口の周知など、DVに関する正しい理解の促進を図るため、セミナーやホームページ等で普及啓発を行います。 11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、庁舎1階展示コーナーにおいて関連ポスターの掲示及び女性のための相談室など、各種相談窓口等の周知を行う。また、男女共同参画セミナーでDV防止講座の開催や若い世代にDVについての正しい知識を身に付けてもらうためのチラシを配置する。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、庁舎1階にDVや相談窓口に関するパネル展示や、女性のための相談室の案内を区会回覧で実施した。また、一般向けのDV防止・児童生徒向けの性暴力やデートDV防止等について男女共同参画NEWSを発行した。										A	ダイバーシティ推進室
25	女性のための相談 室の実施	夫婦・親子の問題、人間関係、DV（配偶者・パートナー等からの暴力）、生き方などについて、必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう、女性相談員が相談・支援を行います。 女性が抱える様々な悩みに、女性のための相談員やフェミニストカウンセラー、女性弁護士による「女性のための相談室」を実施する。 相談にあたっては、庁内関係課と連携を図りながら、必要な情報提供等が行えるよう支援を行う。 女性のための相談室実績：相談件数延べ523件（電話相談138件、一般相談194件、心と生き方相談149件、法律相談42件） 相談者の状況に応じて、関係機関の紹介など必要な情報提供や庁内関係課への同行支援を行った。										A	
26	男性のための電話 相談の実施	夫婦関係や家族、人間関係、仕事、生き方などの問題や悩みを抱えている男性に対し、男性相談員が相談・支援を行います。 つくば市在住、在勤、在学の男性を対象に、年に6回実施し、産業カウンセラーの男性が対応する。市関連施設にチラシを設置し、広報誌、HP、Twitter等で周知する。 男性のための電話相談を年6回開催し、19件の相談を受けた。相談事業については、市関連施設や市内スーパー等でのチラシ掲示、広報紙、ホームページ、市公式SNS等で周知した。										A	
27	相談員研修の充実	相談業務に必要な知識や能力を身に付け、相談者のニーズに即した対応ができるよう研修を行い、女性のための相談員の資質向上を図ります。 相談員に必要とされる資質向上を図ることを目的に、相談員研修会を年2回実施する。また、相談員の情報共有及び意見交換の場として、年2回事例検討会を実施する。 相談業務に必要な知識や能力の向上を目的に、事例検討会を1回、相談員研修を年2回実施した。（相談員研修は、事例検討会を兼ねて実施した。）										A	
28	関係機関との連携 強化	DV被害者への迅速かつ適切な対応・支援に向け、庁内及び関係機関との情報交換や課題共有等を行い、連携強化を図ります。 DV被害者の相談対応や一時保護所への移送、自立支援といった切れ目のない支援等が行えるよう、県の女性相談センターをはじめ、警察、民間支援団体、庁内関係課等との情報共有・連携を密に行う。 県女性相談センター主催のDV対策ネットワーク地域会議に出席し、警察署、市町村、県南県民センター、児童相談所、県福祉相談センターと婦人保護事業に関する協議や情報共有を行った。また、一時保護対応時には、県女性相談センターや庁内関係課と情報共有しながら連携して対応した。										A	

29	性的少数者に関する情報の発信と啓発	性の多様性や性的少数者への理解促進のため、セミナー等を行い、意識啓発を図ります。また、県のパートナーシップ宣誓制度をはじめ、性的少数者に関する情報発信に努めます。	性的マイノリティ等に対する理解を深めるため、男女共同参画セミナーや男女共同参画室だより等で啓発活動を行う。また、県の性的マイノリティに関する相談窓口やパートナーシップ宣誓制度についても情報提供を行う。	性的少数者への理解促進のためのセミナーを実施し、41名の参加があった。また、市ホームページで性的マイノリティに関する相談窓口やパートナーシップ宣言制度を周知した。この他、性的少数者の方々の困りごとの一つとして挙げられている性別記載欄に関する調査を全庁的に行い、法令等に定められているもの以外については必要な見直しをするよう周知した。	B	ダイバーシティ推進室
30	性的少数者に関する職員ハンドブックの作成	性的少数者に関する正しい知識を持ち、行動することができるよう職員向けのハンドブックを作成します。	性的少数者に関する正しい知識を持ち、行動することができるよう職員向けのハンドブックを作成する。	他自治体で作成したハンドブックを調査し、具体的な支援内容を確認するとともに、支援にあたっての考え方等について情報収集を行った。	B	ダイバーシティ推進室/ 人事課
31	つくば市外国人相談窓口の設置	国籍や民族等の文化的背景を踏まえた上で、外国人市民の相談に適切に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。	英語・中国語の国際交流員を配置するほか、テレビ通訳システム及び電話通訳システムの導入により21言語での対応を可能とし、外国人市民からの相談に適切に対応する。また、相談件数の増加に伴い、テレビ通訳システムを入れたタブレット端末を2台に拡充する。	英語・中国語の国際交流員を配置したほか、テレビ通訳及び電話通訳システムの導入により21言語での対応を可能とした。また、タブレット端末を1台追加し、増加する相談件数に対応できるよう体制を拡充した。令和5年度相談対応件数：1,285件	A	国際都市推進課
審議会意見						

基本目標Ⅳ 安全・安心な暮らしの実現

活動目標量【施策番号】		目標値	現状値	達成度									
		令和9 (2027) 年度	令和3 (2021) 年度	令和5 (2023) 年度	評価	令和6 (2024) 年度	評価	令和7 (2025) 年度	評価	令和8 (2026) 年度	評価	令和9 (2027) 年度	評価
子宮がん・乳がん検診受診率【32】 ※令和7年度までの目標値		当面 50%	子宮がん 19.3% 乳がん 19.2%	子宮がん 20.2% 乳がん 20.0%	△								
つくばこともの青い羽根学習会開設か所数【37】※令和6年度までの目標値		18か所	16か所	18か所	○								
施策 番号	施策	【施策内容】 【令和5年度実施計画】 【令和5年度実施状況(課題と今後の方向性)】										実施度	担当課
32	女性特有のがん検診事業の推進	がん予防の意識を高め、健康管理に役立たせるとともに、子宮がん・乳がん検診の受診を促すことでがんを早期発見し、適切な医療に結び付けます。										B	健康増進課
		5月末に子宮頸がん検診または乳がん検診の受診券を対象者へ郵送し、受診者の検診費用助成を行う。12月～2月に集団検診(レディース検診)を実施、4月から2月まで市内及び市外の協力医療機関で子宮頸がん検診・乳がん検診を実施し、受けやすい検診の体制づくりで受診率向上を目指す。											
		子宮がん検診・乳がん検診ともに現状値と比較して受診率はやや向上した。(※暫定値)さらなる受診率向上のため、ナッジを利用した効果的な勧奨を実施する。また、引き続き、受診券の送付と未受診者への再勧奨通知を送付し、受診率向上を図る。											
33	妊産 婦の健康診査及び保健指導の推進	女性の体に多くの変動を伴う妊娠・分娩・産じよくの経過を不安なく送れるように、妊産婦健康診査の受診率向上を図ります。										A	こども未来センター
		妊娠届出時の妊婦面談をもとに、支援プランを作成し、個々にあった保健指導を提供する。妊産婦健康診査の結果から対象者に合わせた支援を提供する。妊娠8か月アンケートの内容から、対象者に合わせた支援を担当保健センターで提供する。											
		妊娠届出時の妊婦面談で、個々に合わせた保健指導を提供し、妊娠8か月アンケートでは、妊婦健康診査の結果も踏まえ、定期的な受診行動がとれていない方には受診勧奨など、対象者に合わせた支援を地区担当保健師から提供できた。あかちゃん訪問での養育者面談では、産婦健康診査の状況や産婦の体調等確認し、対象者に合わせた支援を担当保健センターで提供できた。											
34	女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくり	災害時における女性のニーズに対応できるよう、女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくりに努めます。										A	危機管理課
		災害時における女性のニーズを想定した備蓄品(粉ミルク、液体ミルク、おむつ、生理用品(昼用・夜用)、授乳服等)の整備を行います。											
		粉ミルク、液体ミルク、おむつ、生理用品(昼用・夜用)、授乳服等を購入し、備蓄した。既存の粉ミルク、液体ミルクのうち、保存期限が近いものについては、期限前に市立保育所に配付し、利用していただいた。											
35	地域防災における女性の 参画促進	イベントや出前講座等の実施を通して、防災意識を高めると同時に、防災分野における女性の視点や参画の必要性等について考える機会となるよう啓発を行います。										A	
		イベント活動や出前講座「家庭ではじめる防災対策」を通じ、特に女性に知っておいてほしい災害への備えについて周知を図ります。											
		特に女性に知っておいてほしい災害への備えについて、市ホームページへの掲載や商業施設でのパネル展示を行った。商業施設での防災イベントにおいて、災害用授乳服の展示を行った。											
36	ひとり親家庭に対する支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図ることを目的として、児童扶養手当、ひとり親家庭等児童福祉金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。諸手当の支給により、ひとり親家庭等の経済的、精神的負担の軽減に寄与します。										A	こども政策課
		ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図ることを目的として、児童扶養手当、ひとり親家庭等児童福祉金、高等職業訓練促進給付金等を支給し、ひとり親家庭等の経済的、精神的負担の軽減に寄与する。令和5年度から支給要件を緩和した高等職業訓練修業者支援給付金を始めとして、諸手当に関する広報等周知活動を徹底し、必要としている市民へ適切に支給する。											
		児童扶養手当を196名、ひとり親家庭等児童福祉金を265名、高等職業訓練促進給付金を33名に支給した。支援を必要としている市民に対するチラシの送付、窓口での案内のほか、ホームページや広報紙への掲載など広く周知した。											

37	つくばこどもの青 い羽根学習会の実 施	経済的に困難を抱える子どもを対象に、安心できる居場所や学習環境で子どもを育むため、無料の学習支援や居場所の提供等を行います。		こども未来 センター
		経済的に困難を抱える子どもを対象に、安心できる居場所や学習環境で子どもを育むため、無料の学習支援や居場所の提供等を行います。		
		令和6年度までの目標値である18か所を令和5年度に達成しました。また、令和5年度中に新たな実施場所や事業者の検討を進め、令和6年度からは20か所で実施予定です。	A	
審 議 会 意 見				

参考値一覧

男女共同参画社会の形成の状況を把握するため、計画期間終了時の数値と比較するための値

基本 目標	項 目	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	担当課
I	男女共同参画セミナー参加者満足度（アンケート実施）	93%	91%	↓ 87%	ダイバーシティ推進室
II	つくば市ふるさとハローワークでの女性正規雇用の就業者数	143人	125人	↑ 161人	産業振興課
II	特定創業支援事業による女性の創業者数	21人	39人	↓ 32人	産業振興課
II	家族経営協定締結累計	209件	212件	↑ 215件	農業政策課
II	女性の認定農業者数	15人	16人	↑ 21人	農業政策課
II	地域子育て支援拠点施設数	10施設	10施設	↑ 11施設	こども政策課
II	病児・病後児保育実施施設数	8施設	8施設	⇒ 8施設	幼児保育課
II	審議会等委員（附属機関）の女性の長の割合	6.1%	6.3%	↑ 11.4%	ダイバーシティ推進室
		令和4年（2022年）4月1日現在	令和5年（2023年）4月1日現在	令和6年（2024年）4月1日現在	
II	区長に占める女性の割合	6.5%	7.0%	↑ 8.4%	市民協働課
		令和4年（2022年）4月1日現在	令和5年（2023年）4月1日現在	令和6年（2024年）4月1日現在	
II	市議会議員の女性の割合	28.6%	26.9%	⇒ 26.9%	議会総務課
		令和4年（2022年）4月1日現在	令和5年（2023年）4月1日現在	令和6年（2024年）4月1日現在	
II	市職員（行政職）の係長職に占める女性の割合	40.3%	46.2%	⇒ 46.2%	人事課
		令和4年（2022年）4月1日現在	令和5年（2023年）4月1日現在	令和6年（2024年）4月1日現在	
II	市職員（行政職）の課長補佐職に占める女性の割合	33.2%	30.9%	↑ 32.8%	人事課
		令和4年（2022年）4月1日現在	令和5年（2023年）4月1日現在	令和6年（2024年）4月1日現在	
II	市職員（行政職）の課長職に占める女性の割合	17%	18.8%	↓ 17.9%	人事課
		令和4年（2022年）4月1日現在	令和5年（2023年）4月1日現在	令和6年（2024年）4月1日現在	
II	市職員（行政職）の次長職に占める女性の割合	6.1%	7.7%	↑ 9.4%	人事課
		令和4年（2022年）4月1日現在	令和5年（2023年）4月1日現在	令和6年（2024年）4月1日現在	
II	市職員（行政職）の部長職に占める女性の割合	6.3%	14.3%	↓ 7.1%	人事課
		令和4年（2022年）4月1日現在	令和5年（2023年）4月1日現在	令和6年（2024年）4月1日現在	
II	消防吏員に占める女性の割合	4.0%	4.6%	↑ 4.8%	人事課
		令和4年（2022年）4月1日現在	令和5年（2023年）4月1日現在	令和6年（2024年）4月1日現在	
III	「女性のための相談室」相談件数	579件	503件	↑ 523件	ダイバーシティ推進室
III	「男性のための電話相談」相談件数	10件	14件	↑ 19件	ダイバーシティ推進室
IV	防災対策出前講座等実施回数	15回	29回	↑ 30回	危機管理課
IV	消防団員に占める女性の割合	2.9%	3.0%	↓ 2.8%	地域消防課
		令和4年（2022年）4月1日現在	令和5年（2023年）4月1日現在	令和6年（2024年）4月1日現在	

つくば市男女共同参画推進基本計画 (2023～2027)

令和6年度（2024年度）施策実施計画

目 次

評価方法について	2
施策一覧表	3
基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた基盤の整備	4
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進 . . .	5
基本目標Ⅲ 一人一人の人権の尊重	8
基本目標Ⅳ 安全・安心な暮らしの実現	10

つくば市男女共同参画推進基本計画（2023～2027）の取組分野における
各施策実施度、活動目標量の評価について

活動目標量の達成度評価方法

活動目標量のある施策実施度は達成度評価により決まります。

活動目標量の達成度		目標値に対する評価方法	施策実施度
◎	目標を上回った	$X > 100\%$	S
○	おおむね目標値どおり	$100\% \geq X \geq 90\%$	A
△	目標値を下回った	$90\% > X$	B
—	未実施	0	C

活動目標量のない施策実施度評価方法

施策実施度	施策実施度の評価内容
A	当初の計画どおり施策を実施した
B	当初計画した施策を一部実施できなかった
C	当初計画した施策を全部実施できなかった
—	計画年度途中で終了した施策

令和6年度（2024年度）つくば市男女共同参画推進基本計画（2023～2027）施策一覧表

基本 目標 番号	施策 番号	施策内容	担当課
I 男女共同参画社会に向けた基盤の整備			
	1	男女共同参画に関する意識の向上を図り、能力や行動力を高めるため、セミナーを開催します。	ダイバーシティ推進室
	2	国内外における男女共同参画推進の取組みについて、先進事例等の情報を収集し、広報紙やホームページ、セミナー等で情報提供を行います。	ダイバーシティ推進室
	3	つくばセンタービル内に設置される、市政情報コーナー（仮称）に、男女共同参画関連情報の掲示等を行います。	ダイバーシティ推進室
	4	学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女平等、相互理解・協力について指導を行います。	学び推進課
	5	小・中・義務教育 学校において、児童生徒が将来社会の一員として役割を果たしていくため、それぞれの個性や能力が発揮でき、自立して生きていくためのキャリア教育を行います。	学び推進課
	6	生命の尊さや正しい性の知識を身に付けることを目的に、発達段階に応じた性に関する学習を行います。	学び推進課
II あらゆる分野における男女共同参画の推進			
	7	就労を希望する人に対し、つくば市ふるさとハローワークに市職員を配置し、就労に関する情報提供及び職業相談や職業紹介の補助を行います。	産業振興課
	8	起業・創業を目指す人に対し、創業支援セミナー等や創業支援制度の情報提供を行います。また、各支援機関と連携し、相談業務を行います。	産業振興課
	9	家族経営協定の普及啓発を行い、家族経営農家において快適な労働環境づくりを促進します。	農業政策課
	10	大学・研究機関・企業等と連携し、女子生徒や保護者等に対し、科学技術を身近なものとする取組を進めるとともに、ロールモデル（具体的な行動や考え方の模範となる人物）の紹介等を通じ、理工系女性の人材育成を推進します。さらに、ワーク・ライフ・バランスの向上に取り組むつくば女性研究者支援協議会の支援を通じて、研究活動に集中しやすい環境整備を推進します。	科学技術戦略課
	11	市の調達が総合評価落札方式による場合、評価項目の技術者の配置に「女性技術者」を設定し、女性活躍促進の一環としての取組を進めます。	契約検査課
	12	国の支援・助成制度の情報提供を行い、中小企業における男性の育児休業取得を促進させるため、市独自の助成制度の創設について検討します。	産業振興課/ダイバーシティ推進室
	13	妊娠・出産・育児について、家族で正しい知識を持ち、積極的な育児参加ができるよう、講座を開催します。	健康増進課
	14	男女がともに家族の一員として家庭生活に参画できるよう、社会教育講座において、子育てに関する講座を実施し、男性の積極的な参画を推進します。	生涯学習推進課
	15	子育て家庭が外出しやすい環境を整備するため、授乳やおむつ替えスペースを設置した施設をあかちゃんの駅として登録し、情報提供を行います。	こども政策課
	16	仕事と育児の両立を支援するため、保育ニーズに即した保育体制の強化等サービスの充実を図ります。 ※「つくば市子ども・子育て支援プラン」により推進	幼児保育課
	17	仕事と育児の両立を支援するため、児童の遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブの活動を推進します。 ※「つくば市子ども・子育て支援プラン」により推進	こども育成課
	18	仕事との両立や介護離職を防止するため、ニーズに応じた介護サービスの充実を推進します。 ※「つくば市高齢者福祉計画」により推進	高齢福祉課/介護保険課
	19	仕事と家庭生活を両立するため、長時間労働の是正や年次有給休暇取得の促進、さらにハラスメントの防止等の労働環境改善のための情報提供を行います。	産業振興課
	20	市政運営において、女性が自らの能力を十分に生かし、様々な分野で政策や方針決定に関わり、意見や考え方を反映させることができる環境づくりを進めます。	ダイバーシティ推進室
	21	女性が管理職を目指せるような職場環境の整備に努め、能力と適性に応じ、管理職登用・昇任を進めます。	人事課
	22	男女がともに育児休業、介護休暇及び看護休暇制度を活用しやすい職場の雰囲気づくりに努めます。	ワークライフバランス推進課
	23	職場等における様々なハラスメントに関し、研修等を通して防止に努めます。また、相談員を配置し、相談体制の充実に努めます。	ワークライフバランス推進課
III 一人一人の人権の尊重			
	24	DV防止法や相談窓口の周知など、DVに関する正しい理解の促進を図るため、セミナーやホームページ等で普及啓発を行います。	ダイバーシティ推進室
	25	夫婦・親子の問題、人間関係、DV（配偶者・パートナー等からの暴力）、生き方などについて、必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう、女性相談員が相談・支援を行います。	ダイバーシティ推進室
	26	夫婦関係や家族、人間関係、仕事、生き方などの問題や悩みを抱えている男性に対し、男性相談員が相談・支援を行います。	ダイバーシティ推進室
	27	相談業務に必要な知識や能力を身に付け、相談者のニーズに即した対応ができるよう研修を行い、女性のための相談員の資質向上を図ります。	ダイバーシティ推進室
	28	DV被害者への迅速かつ適切な対応・支援に向け、庁内及び関係機関との情報交換や課題共有等を行い、連携強化を図ります。	ダイバーシティ推進室
	29	性の多様性や性的少数者への理解促進のため、セミナー等を行い、意識啓発を図ります。また、県のパートナーシップ宣誓制度をはじめ、性的少数者に関する情報発信に努めます。	ダイバーシティ推進室
	30	性的少数者に関する正しい知識を持ち、行動することができるよう職員向けのハンドブックを作成します。	ダイバーシティ推進室/人事課
	31	国籍や民族等の文化的背景を踏まえた上で、外国人市民の相談に適切に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。	国際都市推進課
IV 安全・安心な暮らしの実現			
	32	がん予防の意識を高め、健康管理に役立たせるとともに、子宮がん・乳がん検診の受診を促すことでがんを早期発見し、適切な医療に結び付けます。	健康増進課
	33	女性の体に多くの変動を伴う妊娠・分娩・産じよくの経過を不安なく送れるように、妊産婦健康診査の受診率向上を図ります。	健康増進課
	34	災害時における女性のニーズに対応できるよう、女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくりに努めます。	危機管理課
	35	イベントや出前講座等の実施を通して、防災意識を高めると同時に、防災分野における女性の視点や参画の必要性等について考える機会となるよう啓発を行います。	危機管理課
	36	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図ることを目的として、児童扶養手当、ひとり親家庭等児童福祉金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。諸手当の支給により、ひとり親家庭等の経済的、精神的負担の軽減に寄与します。	こども政策課
	37	経済的に困難を抱える子どもを対象に、安心できる居場所や学習環境で子どもを育むため、無料の学習支援や居場所の提供等を行います。	こども未来センター

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた基盤の整備

活動目標量【施策番号】		目標値	現状値	達成度									
		令和9 (2027) 年度	令和3 (2021) 年度	令和5 (2023) 年度	評価	令和6 (2024) 年度	評価	令和7 (2025) 年度	評価	令和8 (2026) 年度	評価	令和9 (2027) 年度	評価
男女共同参画セミナー参加人数【1】		300人	226人	226人	△								
施策 番号	施策	【施策内容】 【令和6年度実施計画】 【令和6年度実施状況(課題と今後の方向性)】									実施度	担当課	
1	男女共同参画を推進するためのセミナー開催	男女共同参画に関する意識の向上を図り、能力や行動力を高めるため、セミナーを開催します。 性別にかかわらず、個人が個性や能力を発揮できるようエンパワーメントし、ジェンダー平等な社会の実現に向けた意識醸成を図るため、男女共同参画やダイバーシティの推進に関するセミナーを年8回程度開催する。										ダイバーシティ推進室	
2	男女共同参画情報発信	国内外における男女共同参画推進の取組みについて、先進事例等の情報を収集し、広報紙やホームページ、セミナー等で情報提供を行います。 男女共同参画やダイバーシティの推進について、広報紙、ホームページ、セミナー等により、わかりやすい情報発信を行う。											
3		つくばセンタービル内に設置される、市政情報コーナー(仮称)に、男女共同参画関連情報の掲示等を行います。 引き続きつくば市民センター内のダイバーシティ推進室専用のラックに男女共同参画やダイバーシティの推進に関する資料、パンフレット、チラシ等を配架するとともに、つくば市民センター内の掲示スペースでのポスター等の掲示を依頼する。											
4		学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女平等、相互理解・協力について指導を行います。 学校の教育活動全体を通して、男女平等の意識を醸成していく。一人一人の個性や能力を発揮できる学びの場の充実を図り、相互理解を深め、協力し合う態度も育成する。											
5	学校での男女共同参画の視点に立った教育	小・中・義務教育 学校において、児童生徒が将来社会の一員として役割を果たしていくため、それぞれの個性や能力が発揮でき、自立して生きていくためのキャリア教育を行います。 教育大綱に示されている自己・他者・社会を探究する学びを教育活動全体を通して行うことで、自己を理解し、他者を尊重し、他者と協力し合う態度を育成する。児童生徒が自分の個性や能力を発揮できるような場を設け、集団の中で自らの役割を果たそうとする意欲や態度を育成する。										学び推進課	
6		生命の尊さや正しい性の知識を身に付けることを目的に、発達段階に応じた性に関する学習を行います。 保健体育科や道徳、特別活動、つくばスタイル科等において、生命尊重、性について学び、発達段階に応じて正しい知識を習得し、理解を深める。											
審議会意見													

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

活動目標量【施策番号】		目標値	現状値	達成度									
		令和9 (2027) 年度	令和3 (2021) 年度	令和5 (2023) 年度	評価	令和6 (2024) 年度	評価	令和7 (2025) 年度	評価	令和8 (2026) 年度	評価	令和9 (2027) 年度	評価
家族で参加できるマタニティサロンにおいて、妊婦に対する夫またはパートナーの参加者の割合【13】		90%	86.3%	90.7%	◎								
保育所待機児童数【16】		0人	3人	1人	△	0人							
		R9.4.1時点	R4.4.1現在	R5.4.1現在		R6.4.1現在							
放課後児童クラブ受け入れ児童員数【17】 ※令和6年度までの目標値		6,870人	5,276人	5,586人	△	5,938人							
		R7.3.31時点	R4.4.1現在	R5.4.1現在		R6.4.1現在							
審議会等委員(附属機関)の女性委員の割合【20】		40%以上	27.5%	29.1%	△	30.6%							
		R9.4.1時点	R4.4.1現在	R5.4.1現在		R6.4.1現在							
管理職を目指したいと思える職場環境が整っていると思う職員の割合【21】		50%	41.4%	40.5%	△								
男性職員の育児休業取得率(2週間以上)【22】※令和7年度までの目標値		100%	89.6%	100.0%	○								
施策番号	施策	【施策内容】 【令和6年度実施計画】 【令和6年度実施状況(課題と今後の方向性)】										実施度	担当課
7	女性の多様な働き方に関する支援	就労を希望する人に対し、つくば市ふるさとハローワークに市職員を配置し、就労に関する情報提供及び職業相談や職業紹介の補助を行います。											産業振興課
		多様な人材の就労機会を創出するため、引き続き、ふるさとハローワークに会計年度任用職員を配置し、職業相談や職業紹介の補助及び雇用制度や職業情報の周知等を行っていく。											
8		起業・創業を目指す人に対し、創業支援セミナー等や創業支援制度の情報提供を行います。また、各支援機関と連携し、相談業務を行います。											産業振興課
		創業を検討している方に対する創業啓発セミナーや、創業希望者に対する、創業支援セミナー、創業支援制度の情報提供を行う。また、創業サポートにあたり、各支援機関と連携し、相談業務を行う。											
9		家族経営協定の普及啓発を行い、家族経営農家において快適な労働環境づくりを促進します。											農業政策課
		窓口等で家族経営協定の普及啓発を行い、家族経営農家において快適な労働環境づくりを促進する。											
10	女性の参画が少ない分野での支援	大学・研究機関・企業等と連携し、女子生徒や保護者等に対し、科学技術を身近なものとする取組を進めるとともに、ロールモデル(具体的な行動や考え方の模範となる人物)の紹介等を通じ、理工系女性の人材育成を推進します。さらに、ワーク・ライフ・バランスの向上に取り組むつくば女性研究者支援協議会の支援を通じて、研究活動に集中しやすい環境整備を推進します。											科学技術戦略課
		地域内連携による「科学技術の街つくば」を感じる機会創出に向けた筑波大学との共同事業 (1) 研究者ロールモデル発信事業 地域の研究者の人となり、研究者を志したきっかけ、学生時代の話等を記事及びマンガで発信することで、次世代を担う学生に対して、研究者という職業選択を考えるきっかけとしてのロールモデルを発信する。年間5回、市のHP、SNS及びアプリで情報発信を行い、発信した記事をまとめた冊子を2月頃配布予定。 (2) リケジョサイエンスフォーラム 女子中高生に多様な理系分野の魅力及び女性研究者の活躍を発信し、理系分野への興味を促すことを目的としてフォーラムを開催する。 (3) 研究者とコミュニケーションができるイベント 研究者とのふれあい、コミュニケーションを重視したイベントを開催する。「研究者ロールモデル発信事業」で紹介した研究者とのトークイベントなど、同事業とリンクしたイベントを企画する。											

11	女性活躍促進に向けた公共調達の評価項目の設定	市の調達総合評価落札方式による場合、評価項目の技術者の配置に「女性技術者」を設定し、女性活躍促進の一環としての取組みを進めます。 令和6年3月に「つくば市における総合評価方式(特別簡易型)の試行に関する運用ガイドライン」を改定し、女性技術者の配置に係る評価項目を設定した。このことを事業者へ周知し、適切に運用していく。	契約検査課
12	男性の育児休業取得を促進するための企業への支援	国の支援・助成制度の情報提供を行い、中小企業における男性の育児休業取得を促進させるため、市独自の助成制度の創設について検討します。 引き続き、市独自の助成制度である「つくば市男性育児休業取得促進奨励金」を実施し、市内立地企業における男性の育児休業取得を促進する。また、市民向けのセミナーや企業向けの講演会において制度の周知を行う。	産業振興課/ ダイバーシティ推進室
13		妊娠・出産・育児について、家族で正しい知識を持ち、積極的な育児参加ができるよう、講座を開催します。 マタニティサロン育児編を年24回(土日に20回)開催。内容は、妊婦疑似体験・沐浴体験・あかちゃんの泣きの特徴や出産に向けての準備について学ぶ。マタニティ講演会を年3回(平日1回、休日2回)オンライン併用で開催。内容は、歯科医師講話・小児科医師講話・先輩パパからの経験談。ライフプランすこやか、つくば子育てハンドブック、つくば市ホームページ等で周知する。	こども未来センター
14	男性の家庭生活への参画促進	男女がともに家族の一員として家庭生活に参画できるよう、社会教育講座において、子育てに関する講座を実施し、男性の積極的な参画を推進します。 子育てに関する社会教育講座、乳児家庭教育・幼児家庭教育学級を開催し、男性にも参加を促し子育てについて学ぶ機会を提供する。	生涯学習推進課
15		子育て家庭が外出しやすい環境を整備するため、授乳やおむつ替えスペースを設置した施設をあかちゃんの駅として登録し、情報提供を行います。 安心して子育て親子が外出できるよう、民間施設も含め、あかちゃんの駅の登録施設を増やす取り組みを行うとともに、利便性をさらに高めるため、利用者が情報収集しやすい方法を引き続き検討する。また、移動型のあかちゃんの駅(おむつ替えテント一式)を貸し出し、市主催のほか共催、後援イベントでも活用してもらう。	こども政策課
16		仕事と育児の両立を支援するため、保育ニーズに即した保育体制の強化等サービスの充実を図ります。※「つくば市子ども・子育て支援プラン」により推進 公立保育所については、「保育所における医療的ケア児受入ガイドライン」に基づき、保護者からの相談を受け、医療的ケア児の円滑な受入れを行う。 民間保育所については、令和7年4月の新規開園(9か所)により市全体の受入れ枠を拡大することで、待機児童対策を行うとともに、引き続き加配が必要な児童の受け入れがしやすい環境を維持していく。	幼児保育課
17	育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり	仕事と育児の両立を支援するため、児童の遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブの活動を推進します。※「つくば市子ども・子育て支援プラン」により推進 子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に、主体的に活動できる環境の充実を図る。	こども育成課
18		仕事との両立や介護離職を防止するため、ニーズに応じた介護サービスの充実を推進します。※「つくば市高齢者福祉計画」により推進 つくば市高齢者福祉計画(第9期)に基づき、介護を必要とする方や介護する方が適切な介護サービスを選択できるように、介護サービスに関する情報の広報・周知の充実を推進するとともに、ニーズに応じた事業所の整備を実施していく。	高齢福祉課/ 介護保険課

19	労働環境改善のための情報提供・啓発	仕事と家庭生活を両立するため、長時間労働の是正や年次有給休暇取得の促進、さらにハラスメントの防止等の労働環境改善のための情報提供を行います。	産業振興課
		引き続き、市内立地企業に対し、労働環境の現状把握に努めるとともに、経営支援ワンストップ窓口での社会保険労務士による相談を継続していく。	
20	審議会等委員の女性委員の登用	市政運営において、女性が自らの能力を十分に生かし、様々な分野で政策や方針決定に関わり、意見や考え方を反映させることができる環境づくりを進めます。	ダイバーシティ推進室
		審議会等における女性委員の割合40%以上の達成及び女性委員長の積極的な登用について、年度当初の庁議において市長から幹部職員に向けて対応の徹底を指示し、全庁的な通知を行った。女性委員の登用に関する各課からの相談については、随時対応する。	
21	女性職員の管理職等登用の推進	女性が管理職を目指せるような職場環境の整備に努め、能力と適性に応じ、管理職登用・昇任を進めます。	人事課
		女性職員が持つ不安を払しょくし、昇格することに対する意欲を高めるため、研修へ継続して職員を派遣するとともに、課長補佐級の階層研修にて「女性活躍推進のための職場づくり研修」を実施し、女性が活躍しやすい職場環境の整備を図る。 また、「配偶者同行休業」や「旧姓使用」を継続して運用し、女性が活躍しやすい職場環境づくりを進めていく。	
22	育児休業・介護休業等が取得しやすい環境づくり	男女がともに育児休業、介護休暇及び看護休暇制度を活用しやすい職場の雰囲気づくりに努めます。	ワークライフバランス推進課
		職員向けの「ワークライフバランスハンドブック」を発行し、必要に応じて出産・育児、介護に関する制度について、個別説明を行う。 また、育児休業から復職予定の職員に対して、復職後の働き方や職場での配慮希望等の確認のため、「職場復帰面談シート」を活用して復職面談を行うよう所属長に通知を行う。	
23	職場におけるハラスメント防止対策の推進	職場等における様々なハラスメントに関し、研修等を通して防止に努めます。また、相談員を配置し、相談体制の充実に努めます。	
		教育局、市長部局、消防本部にハラスメント相談員を各2名ずつ配置し、職員用掲示板に各種ハラスメントに関する注意喚起及び相談窓口の周知を行う。	
審議会意見			

基本目標Ⅲ 一人一人の人権の尊重

活動目標量【施策番号】		目標値	現状値	達成度									
		令和9 (2027) 年度	令和3 (2021) 年度	令和5 (2023) 年度	評価	令和6 (2024) 年度	評価	令和7 (2025) 年度	評価	令和8 (2026) 年度	評価	令和9 (2027) 年度	評価
相談事業の周知活動 (チラシ配布、SNS配信等)【25】【26】		90か所 (年10回 周知)	82か所 (年6回 周知)	81か所 (年7回 周知)	○								
性的マイノリティに関するセミナーの参加 人数【29】		60人 ／回	40人 ／回	41人 ／回	△								
施策 番号	施策	【施策内容】 【令和6年度実施計画】 【令和6年度実施状況(課題と今後の方向性)】										実施度	担当課
24	DV防止のための 広報・啓発	DV防止法や相談窓口の周知など、DVに関する正しい理解の促進を図るため、セミナーやホームページ等で普及啓発を行います。											
		各種相談機関のチラシ等の庁内展示スペースやコリドイオへの配架、ホームページや市公式 SNS による広報、庁舎や中央図書館における DV に関する基礎知識や相談先等に関するパネル展示等を実施する。また、チラシ等の効果的な配布方法について検討する。											
25	女性のための相談 室の実施	夫婦・親子の問題、人間関係、DV(配偶者・パートナー等からの暴力)、生き方などについて、必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう、女性相談員が相談・支援を行います。											
		女性のための相談室の相談日数を令和5年度よりも増やし、相談機会を確保するとともに、対応が複雑・困難なケースについては適宜、相談記録や今後の対応方針を回覧する等、相談員と職員間の情報共有を密に行う。また、配偶者暴力相談支援センターの設置や専門職の配置について、他自治体の事例を調査する。											
26	男性のための電話 相談の実施	夫婦関係や家族、人間関係、仕事、生き方などの問題や悩みを抱えている男性に対し、男性相談員が相談・支援を行います。											
		つくば市在住、在勤、在学の男性を対象に、年6回、男性の産業カウンセラーによる電話相談を実施する。相談事業については、市関連施設でのチラシ配布や広報紙、ホームページ、市公式 SNS 等で周知する。											
27	相談員研修の充実	相談業務に必要な知識や能力を身に付け、相談者のニーズに即した対応ができるよう研修を行い、女性のための相談員の資質向上を図ります。											
		相談員に必要とされる資質向上を図ることを目的とし、相談員研修会を年度内2回実施する。幅広い知識の習得及び情報収集を図るため、外部主催の研修等を活用する。											
28	関係機関との連携 強化	DV被害者への迅速かつ適切な対応・支援に向け、庁内及び関係機関との情報交換や課題共有等を行い、連携強化を図ります。											
		DV 被害者の相談対応や一時保護所への移送、自立支援等において、県の女性相談センター、警察、民間支援団体、庁内関係課等との情報共有や連携を密に行う。また、関係機関や庁内との連携のあり方については、県や他自治体の事例を調査する。											
29	性的少数者に関する 情報の発信と啓 発	性の多様性や性的少数者への理解促進のため、セミナー等を行い、意識啓発を図ります。また、県のパートナーシップ宣誓制度をはじめ、性的少数者に関する情報発信に努めます。											
		市民向けセミナーを実施するとともに、県のパートナーシップ宣誓制度についてホームページ等で情報発信を行う。また、パートナーシップを形成した二者だけでなく、その子も含めた家族の関係を宣誓に基づき証明する制度(ファミリーシップ制度)について他自治体の事例を調査する。											

30	性的少数者に関する職員ハンドブックの作成	性的少数者に関する正しい知識を持ち、行動することができるよう職員向けのハンドブックを作成します。	職員の実態や課題を把握するため、職員を対象とした、性的少数者に関する理解や認識、実際に起こった事例等に関するアンケートを実施する。	ダイバーシティ推進室/人事課
31	つくば市外国人相談窓口の設置	国籍や民族等の文化的背景を踏まえた上で、外国人市民の相談に適切に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。		国際都市推進課
		英語・中国語の国際交流員を配置するほか、テレビ通訳システム及び電話通訳システムの導入により21言語での対応を可能とし、外国人市民からの相談に適切に対応する。		
審議会意見				

基本目標Ⅳ 安全・安心な暮らしの実現

活動目標量【施策番号】		目標値	現状値	達成度									
		令和9 (2027) 年度	令和3 (2021) 年度	令和5 (2023) 年度	評価	令和6 (2024) 年度	評価	令和7 (2025) 年度	評価	令和8 (2026) 年度	評価	令和9 (2027) 年度	評価
子宮がん・乳がん検診受診率【32】 ※令和7年度までの目標値		当面 50%	子宮がん 19.3% 乳がん 19.2%	子宮がん 20.2% 乳がん 20.0%	△								
つくばこどもの青い羽根学習会開設か所 数【37】※令和6年度までの目標値		18か所	16か所	18か所	○								
施策 番号	施策	【施策内容】 【令和6年度実施計画】 【令和6年度実施状況(課題と今後の方向性)】										実施度	担当課
32	女性特有のがん検 診事業の推進	がん予防の意識を高め、健康管理に役立たせるとともに、子宮がん・乳がん検診の受診を促 すことでがんを早期発見し、適切な医療に結び付けます。											健康増進課
		5月末に子宮頸がん検診または乳がん検診の受診券を対象者へ郵送し、受診者の検診費用 助成を行う。12月～1月に集団検診(レディース検診)を実施、4月から2月まで市内及び市 外の協力医療機関で子宮頸がん検診・乳がん検診を実施する。受けやすい検診の体制づく り効果的な受診勧奨を行い、受診率向上を目指す。											
33	妊産 婦の健康診 査及び保健指導の 推進	女性の体に多くの変動を伴う妊娠・分娩・産じよくの経過を不安なく送れるように、妊産婦 健康診査の受診率向上を図ります。											こども未来 センター
		妊娠届出時の面談で、子育てガイド等を活用し、妊産婦健康診査の必要性等を情報提供し、 個々にあった保健指導を提供する。妊娠8か月アンケートでは、妊婦健康診査の状況も含 め、対象者に合わせた支援を担当保健センターで提供する。あかちゃん訪問での養育者面 談では、産婦健康診査の状況や産婦の体調等確認し、対象者に合わせた支援を担当保健セ ンターで提供する。											
34	女性の視点を取り 入れた防災計画・ 防災体制づくり	災害時における女性のニーズに対応できるよう、女性の視点を取り入れた防災計画・防災 体制づくりに努めます。											危機管理課
		災害時の女性のニーズに対応可能な備蓄品(ミルクや授乳服等)の整備を継続的に行う。また、 新設する防災倉庫にも同様に備蓄品の整備を行う。											
35	地域防災における 女性の参画促進	イベントや出前講座等の実施を通して、防災意識を高めると同時に、防災分野における女性 の視点や参画の必要性等について考える機会となるよう啓発を行います。											危機管理課
		出前講座やイベント出展等の機会には、女性に知っておいてほしい災害への備えに関する 内容を入れて啓発を行っていく。また、より広く啓発するためにパネル展示等の効果的な周 知方法を検討していく。											
36	ひとり親家庭に対 する支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図ることを目的として、児童扶養手当、ひ とり親家庭等児童福祉金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。諸手当の支給により 、ひとり親家庭等の経済的、精神的負担の軽減に寄与します。											こども政策 課
		ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図ることを目的として、児童扶養手当、ひとり 親家庭等児童福祉金、高等職業訓練促進給付金等を支給し、ひとり親家庭等の経済的、精 神的負担の軽減に寄与する。また、必要としている市民へ適切に支給できるよう引き続き 広報等の周知活動を行う。											
37	つくばこどもの青 い羽根学習会の実 施	経済的に困難を抱える子どもを対象に、安心できる居場所や学習環境で子どもを育むた め、無料の学習支援や居場所の提供等を行います。											こども未来 センター
		令和6年度は計20か所で開催します。また、今後も実施場所や事業者を検討し、将来的に は全小学校区への開設を目標として増設を進めていく。											
審 議 会 意 見													

永瀬委員

施策番号等	意 見
資料 2 施策 No. 4、5、6	この評価のあり方は、大人側・教職員側の一方的な満足に至っている可能性があるように感じます。私自身、つくば市内の児童生徒や保護者から性自認・性的指向等に関する学校生活についての悩み・相談を受けることもあり、未だに学校の中で、教職員や周囲の児童生徒からの性・セクシュアリティに関する差別的発言等に悩むLGBTQ当事者の子どもたちが多く潜在しております。そして、学校の授業においてLGBTQについては、全く触れられないというお話も聞いたりすることもあります。そういった実態の中で、「一人一人の個性や能力を発揮できる学びの場の充実を図り」という、この項目をAIにされていることは、社会的マイノリティの児童生徒に目を向けさせておらず、学校教育現場で人権の尊重・男女平等（All gender equality）が十分に実現されていない事実を黙視しているのではないかと思います。 茨城県教育委員会様等とも連携を図りながら、男女2元論のみにとらわれない多様な性が尊重される共生社会のあり方についての子供たちの学び、また性的マイノリティを含む全ての子どもたちへの支援体制や、過ごしやすい学校環境を早急に充実させていっていただきたいです。
資料 2 施策 No. 25、26 資料 3 施策 No. 25、26	女性相談(523件)と男性相談(19件)との相談件数の差の開きが著名であるように感じます。また令和6年度に関しても、女性のための相談日数は増やし、男性のための相談日数は年6日とそのままとのことでした。女性・男性で、相談のニーズの傾向に差があることもわかります。しかし、日数的にも件数的にも、ここまで差が開いている現状には、早急に対応をする必要があると私は思います。例えば、男性相談について、2か月に1回と相談日を固定するのであれば、緊急性の高い相談等も常に受け付けられるよう、女性相談窓口と同様に、必要な方のための相談の予約制度を設けることも一つ必要と思います。 また、つくば市のHPの方も確認しましたが、 https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/somubusomuka/gyomuannai/6/1/index.html こちらの、相談窓口一覧の案内ページに「女性のための相談窓口」が記載されているのに、男性の窓口が記載されていないことにも、疑問点を感じております。男性の相談窓口があるという情報も、女性の相談窓口の情報提供と平等に進めていくことも一つ大切であると思います。 また、つくば市には、性的マイノリティ当事者への相談窓口は現在、設けられておりません。性自認が男性でも女性でもないと思われる方が、この現状の体制に対して、疎外感を覚えることのないように配慮いただけたらとも思います。例えば、「女性のための相談窓口」「男性のための相談窓口」のHP等の情報の中で、「あなたの性自認を尊重します」「性的マイノリティの当事者の方も相談できます」などの一言の記載があるだけでも、性自認に悩んでいる戸籍女性の方・男性の方にとっても、相談しやすい状況に結びつくのではないかと思います。「女性のための相談窓口」「男性のための相談窓口」という名称で、性的マイノリティの方が取り残されてしまう現状については、早急に対応をしていただきたいと思います。
資料 2 施策 No. 29	つくば市の性的少数者に関する情報の発信と啓発は、着実に進められていると思います。今回、「男女共同参画室」から「ダイバーシティ推進室」という 名称に変更となり、この動きも多様なセクシュアリティが尊重される第一歩に感じております。男女の2性のみならず、あらゆる性を自認されているつくば市民を、一人も残さず包括できる今後の市の運営方針に期待するとともに、私自身もその市政の方針に足並みをそろえながら、一人ひとりの性のあり方が尊重されるよう、地域活動を通して貢献をしていけたらと思います。

相談（困ったとき）の案内ページ



つくば市
 City of Tsukuba

[For Foreign Residents](#)
[English](#)

[くらし・手続き](#) |
 [子育て・教育](#) |
 [健康・医療・福祉](#) |
 [観光・文化・スポーツ](#)

[現在のページ](#)
[ホーム](#) >
 [組織から探す](#) >
 [総務部総務課](#) >
 [業務案内](#) >
 [安心・防災・困りごと](#) >
 相談(困ったとき)

相談(困ったとき)

行政相談

障害者（児）相談

子ども・家庭・教育相談

その他の相談

女性のための相談室

消費生活相談

法律相談

山田委員

施策番号等	意 見
資料2 施策No.32	東北大震災の際にACジャパン（旧公共広告機構）の乳がん・子宮頸がんの啓発・検診を促進するCMで接種が増加しましたが、その後、ワクチンによる不調が多かったために子宮頸がんのワクチンの接種比率がかなり低くなっているそうです。 特につくば市のつくばエクスプレス線の新築した建物に住む若い家族のお母様たちがワクチンを接種率が減った世代でないかと思います。 つくば市のすべての女性に加えて、その家族を守るためにも、子宮頸がんの検診の重要性が現在はより高まっていると考えます。より現状の課題にスポットを浴びた、啓蒙活動と予算を当てて欲しいです。